

別表・様式・別図・資料編

目 次

別表

別表第1	災害対策本部の組織	(第2章 第2節 関係) .. 1
別表第2	災害対策本部の業務分担	(第2章 第2節 関係) .. 2
別表第3	協力を要請する住民組織等	(第2章 第4節 関係) .. 4
別表第4	自主防災組織の活動	(第2章 第5節 関係) .. 5
別表第5	特別警報・警報・注意報等に関する情報の伝達系統図	(第3章 第1節 関係) .. 6
別表第6	特別警報・警報・注意報に関する情報の種類及び発表基準	(第3章 第1節 関係) .. 7
別表第7	防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係	(第3章 第1節 関係) .. 8
別表第8	災害情報連絡系統図	(第3章 第3節 関係) .. 9
別表第9	被害状況判定基準	(第3章 第3節 関係) ..10
別表第10	重要水防区域及び整備計画	(第4章 第1節 関係) ..14
	赤平市重要水防区域	..15
別表第11	北海道管理河川	(第4章 第1節 関係) ..16
	北海道管理河川区域	..17
別表第12	市街地における低地帯の浸水危険区域及び整備計画	(第4章 第1節 関係) ..18
	市街地における低地帯の浸水危険区域	..19
別表第13	地すべり危険箇所及び整備計画	(第4章 第1節 関係) ..20
	赤平市地すべり危険箇所図	..21
別表第14	急傾斜地崩壊危険箇所及び整備計画	(第4章 第1節 関係) ..22
	赤平市急傾斜地崩壊危険箇所図	..29
別表第15	土石流危険溪流及び整備計画	(第4章 第1節 関係) ..30
	赤平市土石流危険溪流図	..36
別表第16	山地災害危険地区	(第4章 第1節 関係) ..37
	山地災害危険地区位置図	..39
別表第17	除雪作業基準	(第4章 第2節 関係) ..43
別表第18	備蓄品及び防災資機材整備計画	(第4章 第8節 関係) ..44
別表第19	指定緊急避難場所一覧表	(第5章 第4節 関係) ..45
別表第20	指定避難所一覧表	(第5章 第4節 関係) ..46
別表第21	消防防災ヘリコプター運航系統図	(第5章 第7節 関係) ..47
別表第22	炊出しの施設	(第5章 第12節 関係) ..47
別表第23	給水用資機材	(第5章 第13節 関係) ..47
別表第24	救助法の適用基準	(第5章 第23節 関係) ..48
別表第25	鉄道災害時情報通信連絡系統図	(第7章 第1節 関係) ..49
別表第26	道路災害時情報通信連絡系統図	(第7章 第2節 関係) ..50
別表第27	危険物等災害時情報通信連絡系統図	(第7章 第3節 関係) ..52
別表第28	大規模な火事災害時情報通信連絡系統図	(第7章 第4節 関係) ..52
別表第29	林野火災気象通報伝達系統図	(第7章 第5節 関係) ..53
別表第30	林野火災時情報通信連絡系統図	(第7章 第5節 関係) ..53

様式

第1号	特別警報，警報及び注意報等に関する情報の受領票	(第3章 第1節 関係) ..54
第2号	災害情報	(第3章 第3節 関係) ..55
第3号	被害情報報告(速報 中間 最終)	(第3章 第3節 関係) ..57
第4号	安否情報収集書(被災者住民)	(第5章 第3節 関係) ..69
第5号	安否情報収集書(死亡住民)	(第5章 第3節 関係) ..60
第6号	安否情報照会申請書	(第5章 第3節 関係) ..61
第7号	安否情報回答書	(第5章 第3節 関係) ..62
第8号	避難者世帯名簿	(第5章 第4節 関係) ..63
第9号	救助の種目別物資受払状況(第5章 第4節・第12節・第13節・第14節・第15節)	関係) ..64
第10号	避難場所設置及び収容状況	(第5章 第4節 関係) ..65
第11号	被災者救出状況記録簿	(第5章 第4節 関係) ..66
第12号	自衛隊災害派遣の要請について	(第5章 第6節 関係) ..67
第13号	自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について	(第5章 第6節 関係) ..68
第14号	北海道防災ヘリコプター緊急運航伝達票	(第5章 第7節 関係) ..69
第15号	北海道防災ヘリコプター緊急運航に係る災害状況報告書	(第5章 第7節 関係) ..70
第16号	病院・診療所医療実施状況	(第5章 第8節 関係) ..71
第17号	助産台帳	(第5章 第8節 関係) ..72
第18号	輸送記録簿	(第5章 第11節 関係) ..73
第19号	炊出し給与状況	(第5章 第12節 関係) ..74
第20号	飲料水供給簿	(第5章 第13節 関係) ..75
第21号	救護班活動状況	(第5章 第13節 関係) ..76
第22号	世帯構成員別被害状況	(第5章 第14節 関係) ..77
第23号	物資購入(配分)計画票	(第5章 第14節 関係) ..78
第24号	物資の給与状況	(第5章 第14節 関係) ..79
第25号	物資供与及び受領簿	(第5章 第14節 関係) ..80
第26号	応急仮設住宅台帳	(第5章 第16節 関係) ..81
第27号	住宅応急修理記録簿	(第5章 第16節 関係) ..82
第28号	障害物除去の状況	(第5章 第17節 関係) ..83
第29号	学用品の給与状況	(第5章 第18節 関係) ..84
第30号	行方不明者の捜索状況記録簿	(第5章 第19節 関係) ..85
第31号	遺体処理台帳	(第5章 第19節 関係) ..86
第32号	埋葬台帳	(第5章 第19節 関係) ..87
第33号	労務者雇用台帳	(第5章 第22節 関係) ..88
第34号	救助費概算払申請書	(第5章 第23節 関係) ..89
第35号	被災者台帳	(第6章 第2節 関係) ..90
第36号	被災者台帳情報提供受け申請書	(第6章 第2節 関係) ..91
第37号	被災者台帳情報回答書	(第6章 第2節 関係) ..92

別図

別図第1	本部の表示板	(第2章 第2節 関係) ..93
別図第2	本部員の腕章	(第2章 第2節 関係) ..93
別図第3	本部自動車の標章	(第2章 第2節 関係) ..93

資料

資料第1	赤平市における過去の主な災害94
資料第2	赤平市防災会議条例96
資料第3	赤平市災害対策本部条例98

別表第1 (第2章第2節関係)

災害対策本部の組織

		(部 名)	(部 長)	(班 名)	(班 長)	(構 成)	
本 部 長 (市 長)	副 本 部 長 (副 市 長)	総務対策部	総務課長	総括班	総務課長	総務課防災対策係	
				総務班	総務課長	総務課	
				企画・広報班	企画課長	企画課/監査委員事務局	
				財務班	財政課長	財政課/会計課	
				調査班	税務課長	税務課/選挙管理委員会事務局	
		市民対策部	市民生活課長	市民生活班	市民生活課長	市民生活課/茂尻支所/ 学校給食センター/議会事務局	
				救護班	社会福祉課長	社会福祉課	
				保健予防班	介護健康推進課長	介護健康推進課/地域包括支援センター	
		産経建設対策部	建設課長	産業班	商工労政観光課長	商工労政観光課/農政課/ 農業委員会事務局	
				建設班	建設課長	建設課	
				上下水道班	上下水道課長	上下水道課	
		教育対策部	学校教育課長	教育班	学校教育課長	学校教育課/社会教育課	
		医療対策部	病院事務長	医療班	病院事務長	病院職員	
		消 防 機 関		赤平消防団, 赤平消防署			

別表第2（第2章第2節関係）

対策本部の業務分担

部	班	業務分担	
総務対策部	総括班	1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 災害対策本部の庶務に関する事。 3 本部員会議に関する事。 4 防災会議に関する事。 5 災害情報の収集及び被害状況報告に関する事。 6 自衛隊の派遣要請に関する事。 7 特別警報・警報・注意報等に関する情報及び災害情報の受理・伝達に関する事。 8 避難勧告等の発令及び解除に関する事。 9 関係機関との連絡調整に関する事。 10 災害日誌及び災害記録に関する事。 11 各対策部との連絡調整に関する事。 12 災害救助法の適用に関する事。 13 その他各班に属さない事。	
	総務班	1 庁内の非常体制に関する事。 2 職員の動員計画に関する事。 3 職員の非常招集に関する事。 4 動員職員の出動状況の記録に関する事。 5 災害時における通信機能の確保に関する事。 6 市有車両及び市有車両以外の車両の確保に関する事。 7 災害応急資機材及び物資等の輸送に関する事。 8 防災ボランティアの受入れ及び連絡調整に関する事。 9 義援物資及び義援金の受入れ及び配分に関する事。 10 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。 11 災害区域視察に関する事。 12 総括班の支援に関する事。	
		企画・広報班	1 国、道及び関係機関への陳情及び要望に関する事。 2 災害状況の公表に関する事。 3 住民に対する災害広報に関する事。 4 報道機関との連絡調整に関する事。 5 災害報道記事及び記録写真の作成及び災害統計に関する事。 6 総合的な災害記録の作成及び災害統計に関する事。 7 各班業務の協力に関する事。
		財務班	1 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 災害予算の編成及び資金の調達に関する事。 3 災害経費の経理に関する事。 4 応急資材全般の調査及び調達物品の受払いに関する事。 5 応急資材供給先との連絡調整に関する事。 6 各班業務の協力に関する事。
		調査班	1 一般的被害状況の調査に関する事。（人的被害、住宅被害、非住宅被害） 2 被害に伴う税の減収見込額等の把握に関する事。 3 罹災者台帳の作成に関する事。 4 罹災証明書の発行に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。

部	班	業務分担
市民対策部	市民生活班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の避難誘導に関する事。 2 避難所の設置及び避難所の運営管理並びに連絡調整に関する事。 3 災害時における食糧供給業務に関する事。 4 防疫に要する薬品・資材の調達及び防疫班の編成並びに防疫の実施に関する事。 5 衛生関係施設の被害調査に関する事。 6 災害時の廃棄物及び汚物処理に関する事。 7 遺体の収容処理及び埋葬に関する事。 8 住民組織との連絡及び協力に関する事。 9 被災者からの陳情等の処理に関する事。 10 災害に関する相談及び苦情処理に関する事。 11 安否情報の収集・提供に関する事。 12 各班業務の協力に関する事。
	救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品その他応急物資の供給業務に関する事。 2 社会福祉施設の被害調査及び応急処置並びに復旧対策に関する事。 3 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関する事。 4 被災者に対する生活援護（被害者生活支援）に関する事。 5 災害による行方不明者の捜索に関する事。 6 各班業務の協力に関する事。
	保健予防班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者の避難誘導に関する事。 2 被災地及び避難所の保健指導及び栄養指導に関する事。 3 空知保健福祉事務所滝川地域保健部との連絡調整に関する事。 4 医療対策部医療班の支援に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。
産経建設対策部	産業班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における消費物資の確保及び物価安定に関する事。 2 被災商工業者の金融相談に関する事。 3 被災商工業者の振興に関する事。 4 被災商工業の被害調査及び復旧対策に関する事。 5 災害時における労務者の雇上げその他労務供給に関する事。 6 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事。 7 農林水産業の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。 8 被災農家及び被災森林所有者の援護に関する事。 9 農林業被害対策補償及び被災農家、被災森林所有者に対する融資に関する事。 10 被災地の病害虫防除に関する事。 11 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関する事。 12 救農土木事業に関する事。 13 災害時における農業関係機関及び林業関係機関との連絡調整に関する事。 14 林野火災に関する事。 15 各班業務の協力に関する事。
	建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅等の建設に関する事。 2 被災地住宅応急修理に関する事。 3 建築物の安全対策に関する事。 4 被災地における建築相談及び制限に関する事。 5 災害時における住宅相談に関する事。 6 災害時における建物の融資制度及び貸付相談に関する事。 7 住家被害の認定に関する事。 8 公共建築物及び市営住宅の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。 9 道路、橋梁、河川の被害調査及び応急措置並びに災害復旧に関する事。 10 都市公園施設その他都市計画関係施設の被害調査及び応急措置並びに災害復旧に関する事。 11 災害危険区域の警戒巡視に関する事。 12 災害応急用資機材の確保に関する事。 13 道路、河川等における障害物除去に関する事。 14 各班業務の協力に関する事。
	上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。 2 災害時における飲料水の確保及び供給に関する事。 3 応急給水に関する事。 4 水源地の管理及び水質保全に関する事。 5 給水広報に関する事。 6 各班業務の協力に関する事。

部	班	業務分担
教育対策部	教育班	1 学校教育施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 2 被災児童及び生徒の応急教育に関すること。 3 被災児童及び生徒の医療、防疫及び給食等に関すること。 4 被災児童及び生徒の学用品等の配給に関すること。 5 被災時における児童及び生徒の避難誘導対策に関すること。 6 社会教育施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 7 社会教育施設利用者の避難誘導対策に関すること。 8 社会教育施設の応急利用に関すること。 9 文化財の保護及び応急対策に関すること。 10 市民対策部市民生活班の行う食糧供給業務の支援に関すること。 11 市民対策部市民生活班の行う避難所設置運営業務の支援に関すること。 12 各班業務の協力に関すること。
医療対策部	医療班	1 応急医療及び助産関係の連絡調整に関すること。 2 病院施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 3 医療機材及び医薬品等の確保に関すること。 4 人的被害調査及び遺体収容措置に関すること。 5 被災地及び避難所の保健指導及び伝染病に関すること。 6 防疫班の支援に関すること。 7 各班業務の協力に関すること。
	消防機関	1 災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 動員職団員の出動状況の記録に関すること。 3 地域災害情報の収集及び報告に関すること。 4 消防活動及び水防活動に関すること。 5 人命救助及び避難誘導に関すること。 6 被災地の二次災害の予防及び警戒に関すること。 7 災害情報の収集及び広報活動に関すること。 8 その他災害の処理に関すること。

別表第3 (第2章第4節関係)

協力を要請する住民組織等

名称	関係所管課
赤平市各町内会	赤平市市民生活課環境交通係
赤平市内各農事組合	赤平市農政課農政係・農業委員会事務局
赤平市森林愛護組合連合会	赤平市農政課農政係
赤平市社会福祉協議会／ボランティアセンター	赤平市総務課

別表第4（第2章第5節関係）

自主防災組織の活動

1 平時の活動

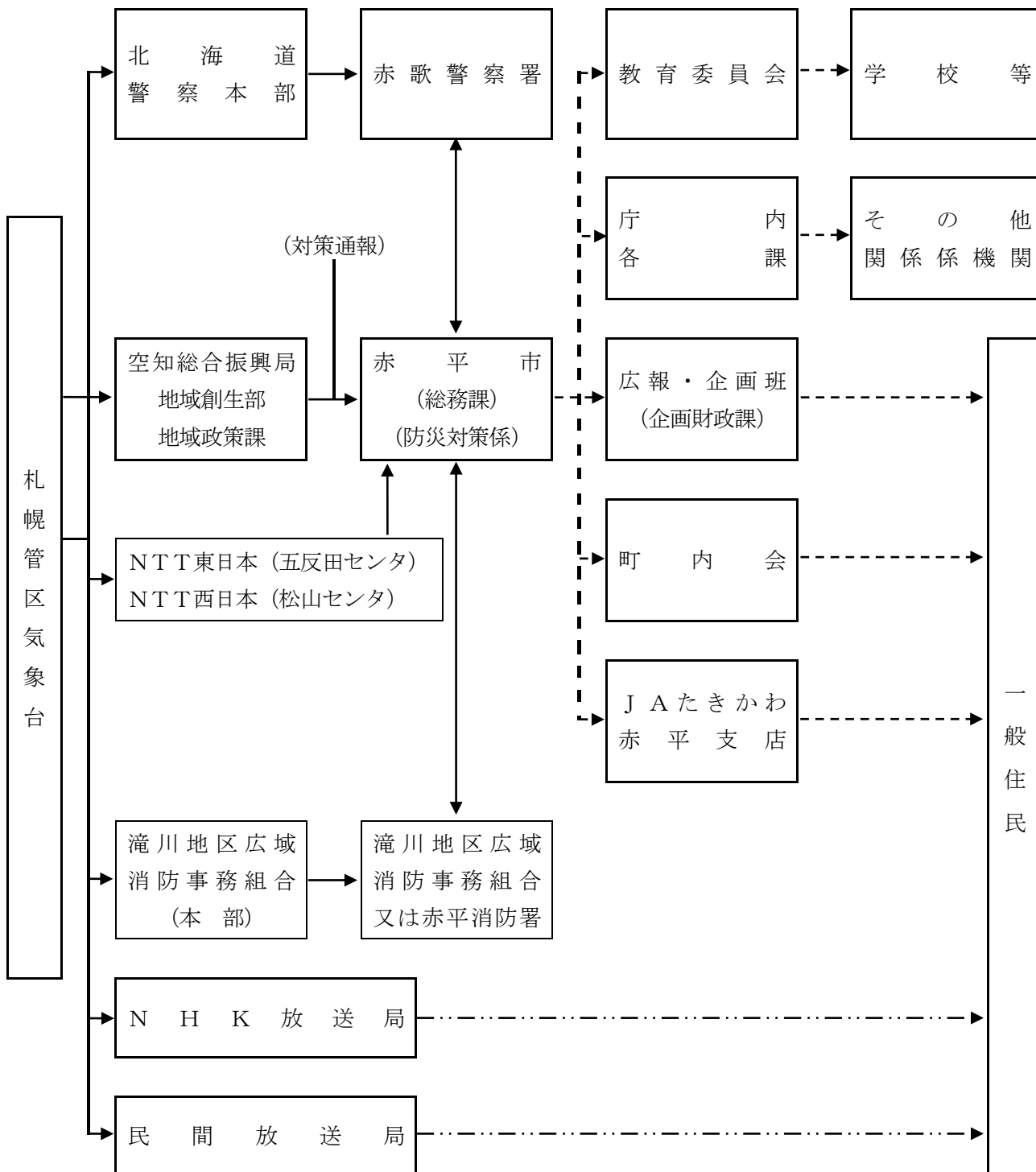
班名	活動内容
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及 住民一人ひとりの日ごろの備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。 ○ 地域住民名簿及びマップ作成 災害時に的確な住民情報を得るため、名簿等を作成し各組織に備える。要配慮者の把握に努める。 ○ 情報収集伝達訓練 防災関係機関からの情報を迅速的確に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通達するための訓練を実施する。
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防用水の維持、確保 火災消火時に必要な消防用水の巡回等を実施する。 ○ 消火訓練 消火設備等を使用して消火に必要な技術等を習得する。
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急手当方法等の取得 消防機関等が行う応急手当講習会に参加し、救護に必要な技術を習得する。 ○ 救出救護訓練 家屋倒壊等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域避難所及び避難路の維持確保 避難所施設及び避難路となる道路等の巡回等を実施する。 ○ 避難誘導訓練 避難所まで迅速安全に避難できるよう避難誘導の要領を習得する。
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給食給水用具の維持管理 避難所給食給水用具の点検、管理をする。
組織全体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 図上訓練 区域図面を活用して災害発生を想定し、地域における防災上の弱点等を見だし、それに対処する方法等を検討する。 ○ 総合訓練 組織全体による総合訓練を実施する。

2 災害時の活動

班名	活動内容
情報集班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報の収集及び伝達 地域内に発生した被害の状況を把握して市に報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。 このため、あらかじめ次の事項を決めておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡先防災関係機関 ・ 連絡手段 ・ 地域住民に情報伝達する責任者及び経路
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止及び初期消火 各家庭に対しては、火の始末等出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけ、火災が発生した場合は、消火設備等を使用して初期消火に努める。
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救出救護活動 家屋倒壊等で下敷きになった者を発見したときは、消防機関へ通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努める。 負傷者に対しては、応急手当を実施し、医師の介護が必要であると思われるときは、救護所等へ搬送する。
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難誘導活動 関係機関から避難勧告、指示が出された場合には、地域住民に対して周知徹底を図り、火災等の二次災害に注意しながら迅速円滑に避難所へ誘導する。 要配慮者の避難を支援する。
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給食・救援物資配布協力 関係機関による被災者に対する炊き出しや救援物資等の支給活動を円滑に行うため協力する。

別表第5 (第3章第1節関係)

特別警報・警報・注意報等に関する情報伝達系統図



市長は、必要に応じ関係機関に周知徹底を図る。

----- は、状況により行う通信系統

別表第6 (第3章第1節関係)

特別警報・警報・注意報等に関する情報の種類及び発表基準

注意報基準		
大雨	表面雨量指数基準	6
	土壌雨量指数基準	89
洪水	流域雨量指数基準 (幌倉川流域)	4.5
大雪	12時間降雪の深さ 30cm	
強風 (平均風速)	12m/s	
風雪 (平均風速)	10m/s	
	雪による視程障害を伴う	
雷	落雷等により被害が予想される場合	
乾燥	最小湿度	30%
	実行温度	60%
濃霧 (視程)	200m	
霜 (最低気温)	3℃以下	
なだれ	①24時間降雪の深さ 30cm 以上	
	②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上	
低温	5月～10月	(平均気温) 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続
	11月～4月	(最低気温) 平年より 8℃以上低い
着雪	気温 0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続	
融雪	70mm 以上 24 時間雨量と融雪量 (相当水量) の合計	

警報基準		
大雨 (浸水害)	表面雨量指数基準	9
大雨 (土砂災害)	土壌雨量指数基準	151
洪水	流域雨量指数基準 (幌倉川流域)	5.7
大雪	12 時間降雪の深さ 50cm	
暴風 (平均風速)	18m/s	
暴風雪 (平均風速)	16m/s	
	雪による視程障害を伴う	
特別警報基準		
大雨	数十年に一度の降雨量になる大雨が予想され場合 3 時間降水量 150mm	
	赤平市基準：48 時間雨量 221mm a：3 時間雨量 95mm a：土壌雨量指数基準 163	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

別紙第7 (第3章第1節関係)

防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

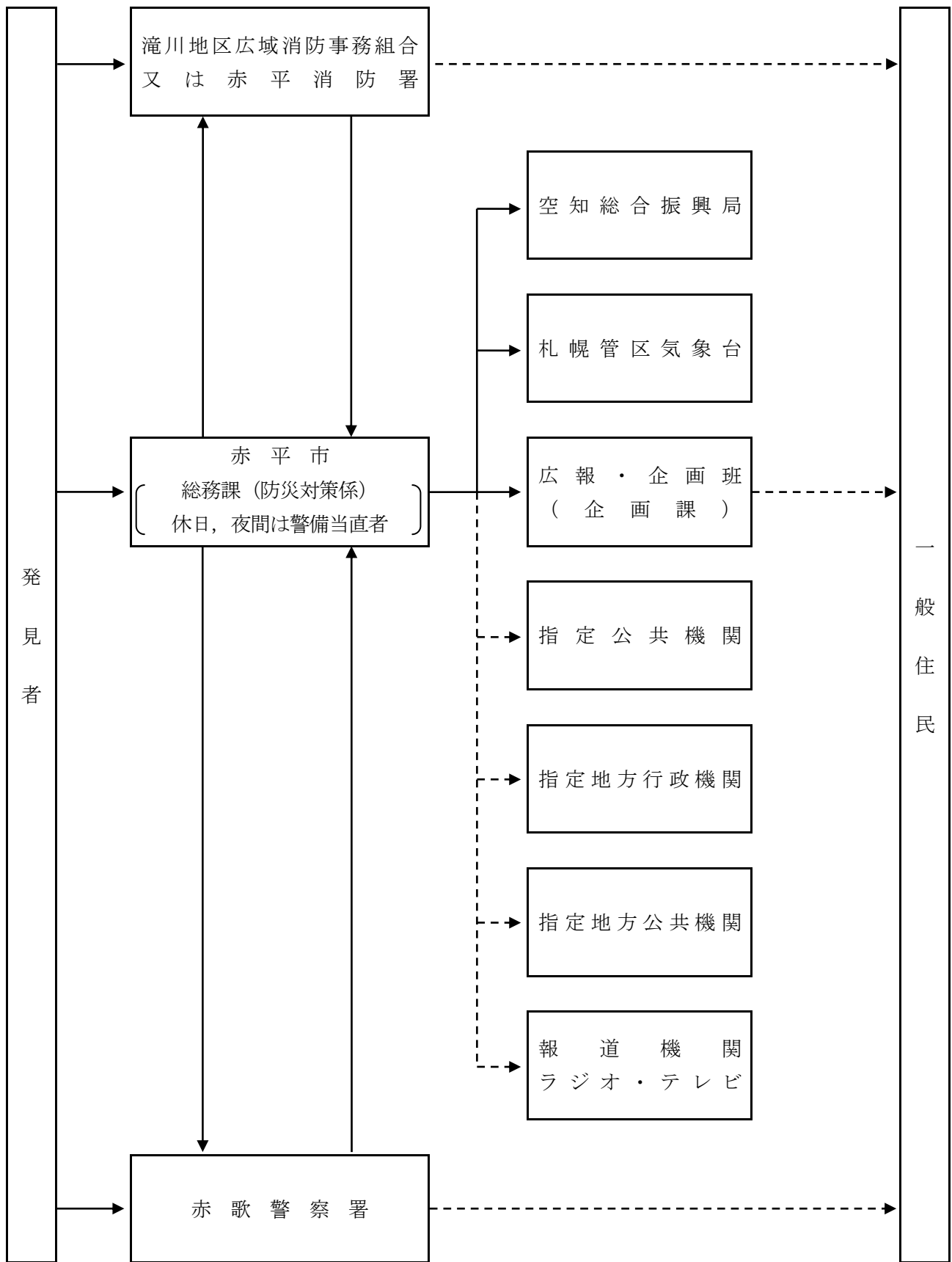
警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)	
		避難情報等	水位情報がある場合	洪水に関する情報	土砂災害に関する情報
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1 可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警戒 (浸水害)) ※3	(大雨特別警戒 (土砂災害)) ※3
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが高まって高い状況等となっており、緊急に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告 (緊急) ※2 避難指示 (緊急) ※2 ※2 緊急性又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報の危険度分布 (非常に危険) 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 土砂災害に関するメッシュ情報 (非常に危険) 土砂災害に関するメッシュ情報 (極めて危険)
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他のものは立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報 洪水警報の危険度分布 (警戒) 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警戒 (土砂災害) 土砂災害に関するメッシュ情報 (警戒)
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> 降水警報の危険度分布 (注意) 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害に関するメッシュ情報 (注意)
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報急の可能性)			

※3 大雨特別警戒は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報 [洪水] や警戒レベル5相当情報 [土砂災害] として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示 (緊急) の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

別表第8 (第3章第3節関係)

災害情報連絡系統図



-----は、状況により行う連絡系統

別表第9（第3章第3節関係）

被害状況判断基準

被害区分		判断基準
①人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>死者欄の(2)(3)を参照</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>死者欄の(2)(3)を参照</p>
②住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの。)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位で寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む。)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
③非住家被害	非 住 家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
	農 地	<p>農地被害は、田畑が流失・埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
④農業被害	農 作 物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜産被害	<p>施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p>
	そ の 他	<p>上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない。)草地畜産物等をいう。</p>
	河 川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
海 岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>	
⑤土木被害	砂防施設	<p>砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	地すべり防止施設	<p>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急傾斜地崩壊防止施設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	道 路	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	橋 梁	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	港 湾	<p>港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p>

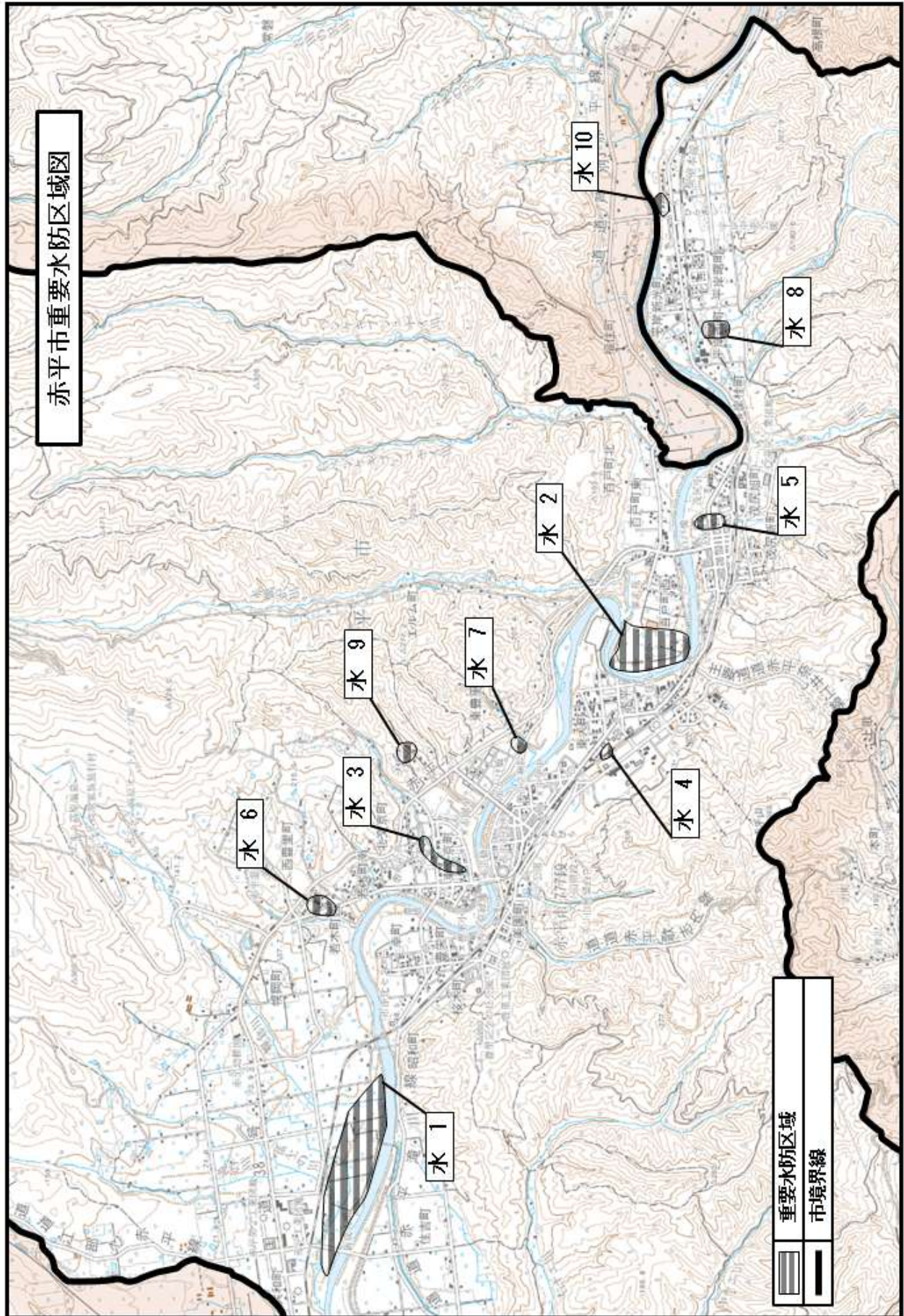
被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被害	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道，流域下水道，都市下水道。 被害額の算出は，復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で，都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 被害額の算出は，復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出，破損（大破，中破，小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は，引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は，被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設，けい留施設，水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 被害額の算出は，再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合，同連合会，又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫，加工施設，作業所，荷さばき所，養殖施設，通信施設，給水施設，給油施設，製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 被害額の算出は，再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体，会社も含む。）所有のものをいう。 被害額の算出は，再取得価額又は復旧額とする。
	漁 具（網）	定置網，刺網，延縄，かご，函等をいう。 被害額の算出は，再取得価額又は復旧額とする。
	水 産 製 品	加工品，その他の製品をいう。 被害額の算出は，被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林 地	新生崩壊地，拡大崩壊地，地すべり等をいう。 被害額の算出は，復旧に要する経費を計上すること。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。 被害額の算出は，復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 被害額の算出は，復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材，製材，薪炭原木，薪，木炭，特用林産物等をいう。 被害額の算出は，被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑，造林地，製材工場施設，炭窯，その他施設（飯場，作業路を含む。）等をいう。 被害額の算出は，再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛星被害	水 道	水道のための取水施設，貯水施設，導水施設，浄水施設，送水施設及び配水施設をいう。 被害額の算出は，復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院，診療所，助産所等をいう。 被害額の算出は，復旧に要する経費を計上すること。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設，し尿処理施設及び最終処分場をいう。 被害額の算出は，復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 被害額の算出は，復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商 業	商品，原材料等をいう。 被害額の算出は，被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料，製品，生産機械器具等をいう。 被害額の算出は，被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。

被害区分	判断基準	
⑩公立文京施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑪社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑫社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。	
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船を除く。)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうちピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	

別紙第10 (第4章第1節関係)

重要水防区域及び整備計画

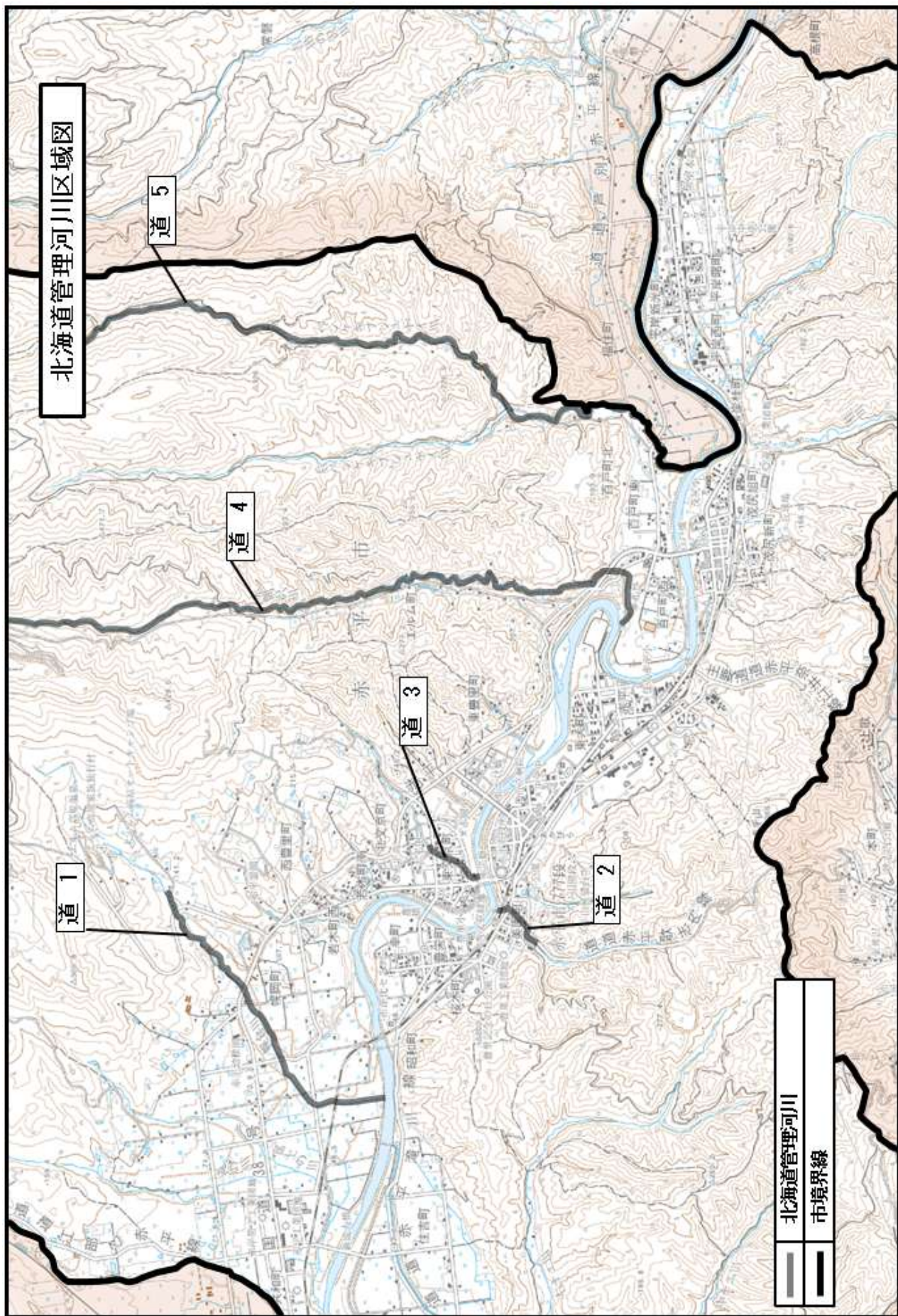
図番	危険区域の現況				予想される被害				整備計画			
	地区名	水系名	河川名	流心距離 (k.m)	危険区域 延長(m)	災害の要因	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要
水1	共和町	石狩川	1級空知川	12.45	右岸 1,650	溢水	6		市道共和本通他 2,694m		北海道開発局 札幌開発建設部	計画検討中
水2	百戸地先	石狩川	1級空知川	21.00	右岸 1,750	溢水			市道渡船場 817m		北海道開発局 札幌開発建設部	計画検討中
水3	東文京町	石狩川	普通吉野川	空知川合流点 0.65~2.65	両岸 4,000	溢水	20		市道豊通	JR根室本線 0.1km	赤平市	計画検討中
水4	住友	石狩川	普通小町川	空知川合流点 0.65~0.85	両岸 400	溢水	30		市道千曲川通		赤平市	計画検討中
水5	茂尻	石狩川	普通千曲川	空知川合流点 0.80~1.04	両岸 240	溢水	8		市道若木西1号線		赤平市	計画検討中
水6	若木町	石狩川	普通朝岡川	空知川合流点 0.60~0.82	両岸 220	溢水	6		市道三戸の沢線		赤平市	計画検討中
水7	東豊里町	石狩川	普通三戸の沢川	空知川合流点 0.70~1.00	両岸 600	溢水			市道三戸の沢線	畑 4ha	赤平市	計画検討中
水8	平岸	石狩川	普通平班川	空知川合流点 0.09~0.34	両岸 500	溢水	10		市道平岸西本通		赤平市	計画検討中
水9	東豊里町	石狩川	普通長田の沢川	空知川合流点 18.20~18.50	左岸 500	溢水	3		市道長田の沢線	畑 10ha	赤平市	計画検討中
水10	平岸	石狩川	普通ヒラギシ川	空知川合流点 0.50~0.90	左岸 400	溢水			市道平班通		赤平市	計画検討中



別紙第11 (第4章第1節関係)

北海道管理河川

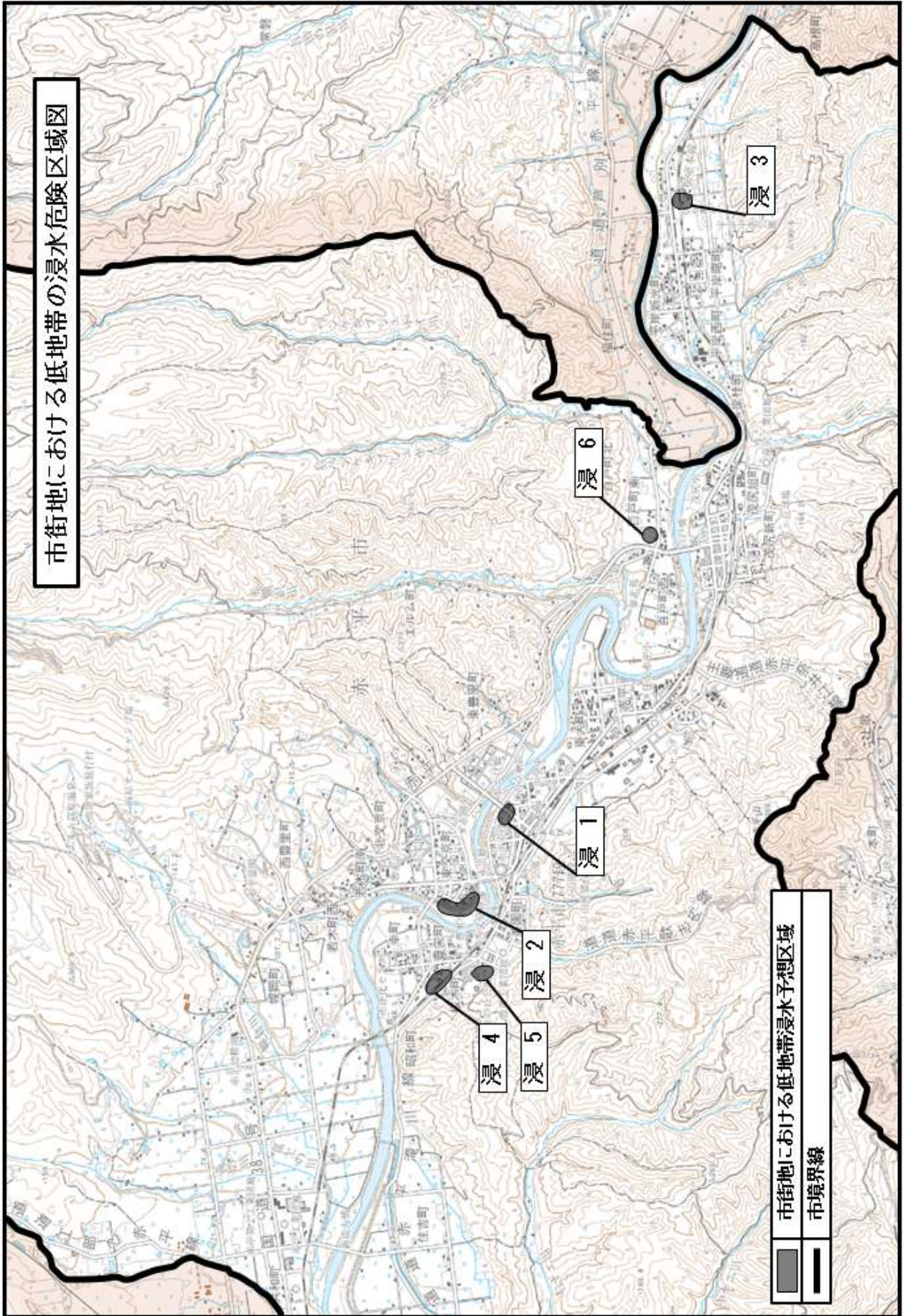
図番	地区名	河川名	管理延長 (k m)	整備実施機関	備考
道1	幌岡町	幌倉川	3.5	北海道	
道2	美園町	ハクシュオモナイ川	0.6	北海道	
道3	東文京町	吉の川	0.5	北海道	
道4	百戸町	赤間沢川	10.0	北海道	
道5	百戸町	ペンケキプシュナイ川	7.0	北海道	



別表第12 (第4章第1節関係)

市街地における低地帯の浸水危険区域及び整備計画

図番	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部 一部	実施機関	概要
浸1	泉町 錦町		3.0	内水滞留	48									赤平市	昭和51年 内水排除 施設完成
浸2	西文京町		3.0	内水滞留	94		市道西文1条通 西文2丁目通 西文1丁目仲通							赤平市	昭和51年 内水排除 施設完成
浸3	平岸	平岸仲町	0.5	下水路 排水不能	10		市道平岸仲町本通 国道38号0.1km	JR根室本線 0.1k m						赤平市	平成10年 排水路整備
浸4	昭和町		0.6	下水路 排水不能	16		市道昭和6号線	JR根室本線 0.1k m						赤平市	平成4年 排水路整備
浸5	桜木町		0.3	下水路 排水不能	10		道道赤平滝川線	JR根室本線 0.1k m						赤平市	平成4年 排水路整備
浸6	百戸町		0.6	下水路 排水不能	0		道道赤平芦別線 市道百戸東1号通							赤平市	平成5・6年 排水路整備



別表第13 (第4節第1節関係)

地すべり危険箇所及び整備計画

図番	危険箇所の現況			予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	場所	危険区域面積(m ²)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	特別警戒区域	警戒区域	実施機関	概要
40	豊里	住吉町	46,274	0		道道361m	河川351m	道	土砂法	R3.3.23		○	道	検討中	
41	桜木	桜木町	169,964	13	会館2	市道1,040m	豊里記念の丘公園 創価学会グラウンド	道	土砂法	R3.3.23		○	道	計画検討中	
42	幌岡(1)	幌岡町	862,692	3	高原温泉1 ケビン村1 キャンプ場1	市道1,470m その他道2,170m	橋梁2 河川850m	道	土砂法	R3.3.23		○	道	計画検討中	
43	幌岡(2)	幌岡町	1,289,701	5	高原温泉1 ケビン村1 キャンプ場1 星雲館1	市道660m その他道2,800m	橋梁1 河川1,030m	道	土砂法	R3.3.23		○	道	計画検討中	
44	豊里第三	若木町 西豊里町	3,551,000	297	福祉施設2 会館2 寺院3	国道1,180m 市道他		国土交通省 道	地すべり法 土砂法	H25.3.25 R3.3.23	280		道	整備中	
45	赤間	東豊里町	112,798	0		国道230m 市道300m		国土交通省 道	地すべり法 土砂法	S48.1.8 R3.3.23	18	○	道	整備済	
442	桜木(2)	桜木町	112,872	15		道道240m 市道180m その他道80m	J R250m 河川500m	国土交通省 道	地すべり法 土砂法	H14.1.25 R3.3.23	33		道	整備済	

※「土砂法」＝「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

別表第1 4 (第4章第1節関係)

急傾斜地崩壊危険箇所及び整備計画

連番	図番	箇所危険地		予想される被害						警戒区域等の指定状況			整備計画	
		地区名	場所	危害予想面積(m ²)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定年月日	特別警戒区域	警戒区域	実施機関	概要	
1	429	豊里	美園町3丁目1	4,998	5		道道100m			H30.3.30	○	○	道	検討中
2	430	豊里	美園町3丁目2	15,870	2		道道62m			H30.3.30	○	○	道	検討中
3	431	豊里	宮下町2丁目	9,879	12		市道60m	河川436m		R3.3.23	○	○	道	検討中
4	431-1	豊里	美園町4丁目	10,289	3		道道58m その他道28m	河川451m		R3.3.23	○	○	道	検討中
5	432	豊里	美園町2丁目	5,731	0					H30.3.30	○	○	道	検討中
6	433	豊里	桜木町4丁目	9,157	5			河川156m		H30.3.30	○	○	道	検討中
7	434	茂尻	茂尻栄町4丁目	5,057	0	会館1		河川170m		H26.2.18	○	○	道	検討中
8	435	赤平	大町4丁目	4,364	1			河川150m		H30.3.30	○	○	道	検討中
9	436	赤平	豊里1	3,100	0	会館1				H26.2.18	○	○	道	検討中

連番	図番	危険箇所地		予想される被害						警戒区域等の指定状況			整備計画	
		地区名	場所	危害予想面積(m ²)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定年月日	特別警戒区域	警戒区域	実施機関	概要	
10	437	文京・若木	若木町西6丁目	23,173	11		その他道 70m			H30.3.30	○	○	道	検討中
11	438	文京・若木	若木町北1丁目	6,268	0	会館1	市道 75m	寺院1 河川 180m		H30.3.30	○	○	道	検討中
12	439	文京・若木	若木町東5丁目	2,533	0			寺院1 河川 50m		H30.3.30	○	○	道	検討中
13	440	西豊里	西豊里町1	3,856	0	焼却施設				H30.3.30	○	○	道	検討中
14	441	東豊里	東豊里町1	14,521	12		市道 220m	河川 20m		H30.3.30	○	○	道	検討中
15	442	東豊里	東豊里町2	25,248	1		市道 180m	河川 290m		H30.3.30	○	○	道	検討中
16	443	茂尻	茂尻本町1丁目	2,876	0	茂尻支所・東公民館				H30.3.30	○	○	道	検討中
17	444	平岸	平岸桂町	811	1			J R 7m		R3.3.23	○	○	道	検討中
18	445	エルム	エルム町1	5,172	0		市道 12m	河川 47m		R3.3.23	○	○	道	検討中
19	362	住吉	住吉1	3,930	1		市道 90m その他道 20m			R3.3.23	○	○	道	検討中

連番	図番	危険箇所地		予想される被害						警戒区域等の指定状況			整備計画	
		地区名	場所	危害予想面積(m ²)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定年月日	特別警戒区域	警戒区域	実施機関	概要	
20	363	住吉町	住吉2	6,536	1		道道75m 市道73m			R3.3.23	○	○	道	検討中
21	364	豊里	美園町3丁目3	313	0					H30.3.30	○	○	道	検討中
22	365	豊里	昭和町6丁目1	2,963	0					R3.3.23	○	○	道	検討中
23	366	豊里	昭和町6丁目2	835	0					R3.3.23	○	○	道	検討中
24	367	豊里	昭和町6丁目3	2,673	0					R3.3.23	○	○	道	検討中
25	368	豊里	昭和町6丁目4	8,295	1		道道15m			R3.3.23	○	○	道	検討中
26	370	茂尻	茂尻元町北6丁目1	6,042	0		市道23m		河川122m	R3.3.23	○	○	道	検討中
27	371	茂尻	茂尻元町北5丁目	3,278	0		その他道14m		河川71m	R3.3.23	○	○	道	検討中
28	372	幌岡・共和	共和1	3,898	0		市道80m			R3.3.23	○	○	道	検討中
29	373	文京・若木	若木町西1丁目1	11,873	0		その他道40m		河川100m	H30.3.30	○	○	道	検討中

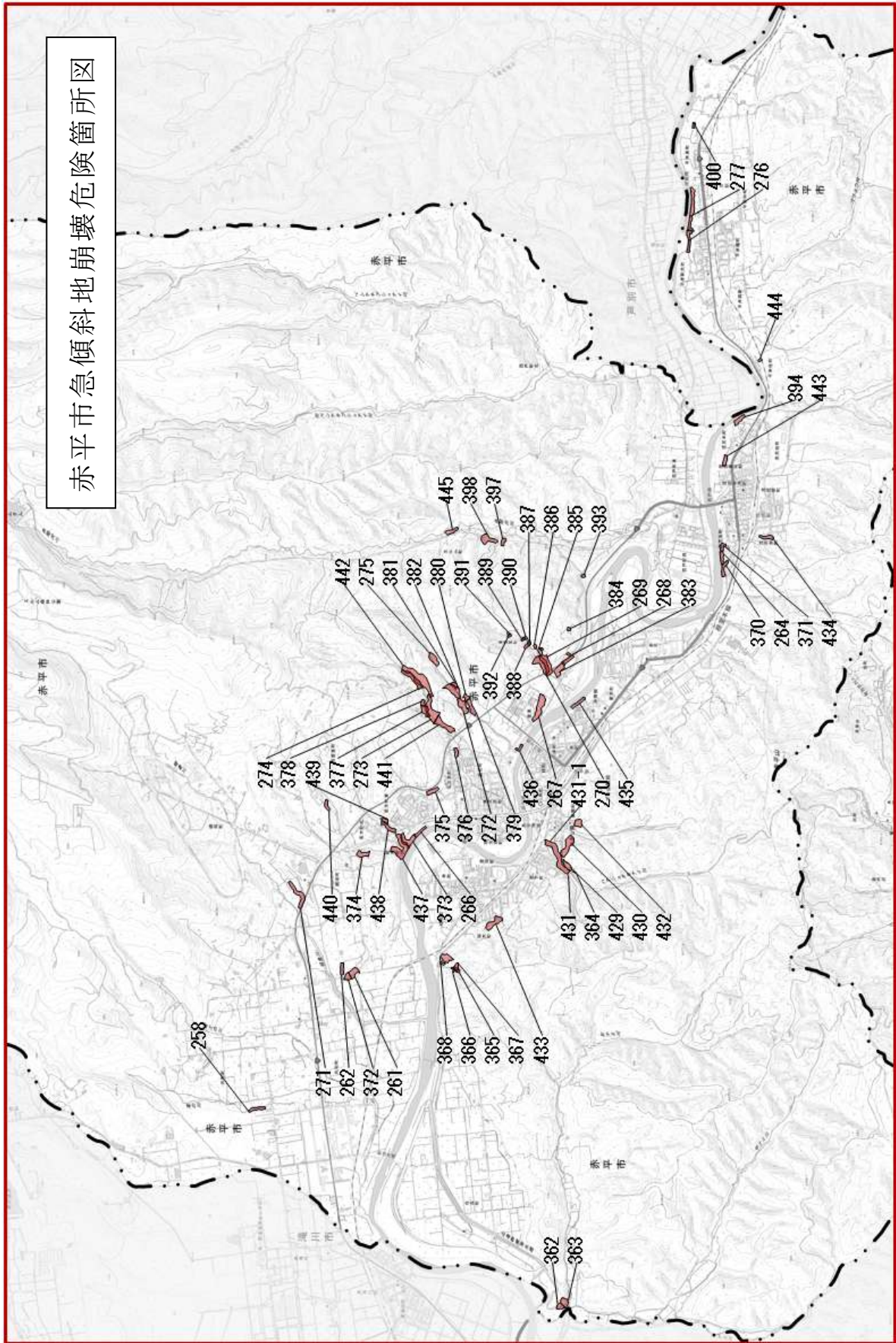
連番	図番	危険箇所地		予想される被害						警戒区域等の指定状況			整備計画	
		地区名	場所	危害予想面積(m ²)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定年月日	特別警戒区域	警戒区域	実施機関	概要	
30	374	幌岡・共和	幌岡1	5,715	1					H30.3.30	○	○	道	検討中
31	375	文京・若木	北文京町2丁目	4,888	4		市道 85m その他道 45m			H30.3.30	○	○	道	検討中
32	376	文京・若木	北文京町3丁目	3,078	2		市道 5m		河川 5m	R3.3.23	○	○	道	検討中
33	377	西豊里	西豊里町2	7,513	1		市道 55m その他道 70m		河川 85m 橋梁 1	H30.3.30	○	○	道	検討中
34	378	西豊里	西豊里町3	2,839	0				河川 70m	H30.3.30	○	○	道	検討中
35	379	東豊里	東豊里町3	6,447	1		市道 20m その他道 35m		河川 70m	R3.3.23	○	○	道	検討中
36	380	東豊里	東豊里町4	2,210	1		その他道 60m			R3.3.23	○	○	道	検討中
37	381	東豊里	東豊里町5	1,661	0		市道 7m		河川 13m	R3.3.23	○	○	道	検討中
38	382	東豊里	東豊里町6	11,849	0		市道 174m その他道 37m		河川 149m	R3.3.23	○	○	道	検討中
39	383	東豊里	東豊里町7	9,063	0		国道 60m 市道 15m		河川 25m	R3.3.23	○	○	道	検討中

連番	図番	危険箇所地		予想される被害						警戒区域等の指定状況			整備計画	
		地区名	場所	危害予想面積(㎡)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定年月日	特別警戒区域	警戒区域	実施機関	概要	
40	384	東豊里	東豊里町8	679	0		その他道 9m			R3.3.23	○	○	道	検討中
41	385	東豊里	東豊里町9	3,309	0		市道 67m	河川 64m		R3.3.23	○	○	道	検討中
42	386	東豊里	東豊里町10	1,104	0		市道 21m			R3.3.23	○	○	道	検討中
43	387	東豊里	東豊里町11	951	0		市道 2m	河川 20m		R3.3.23	○	○	道	検討中
44	388	東豊里	東豊里町12	2,475	0		市道 31m	河川 33m		R3.3.23	○	○	道	検討中
45	389	東豊里	東豊里町13	1,752	0		市道 29m	河川 17m		R3.3.23	○	○	道	検討中
46	390	東豊里	東豊里町14	1,073	0		市道 15m			R3.3.23	○	○	道	検討中
47	391	東豊里	東豊里町15	873	0					R3.3.23	○	○	道	検討中
48	392	東豊里	東豊里町16	854	0					R3.3.23	○	○	道	検討中
49	393	エルム	エルム町2	1,079	0					R3.3.23	○	○	道	検討中

連番	図番	危険箇所地		予想される被害						警戒区域等の指定状況			整備計画	
		地区名	場所	危険区域面積(m ²)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定年月日	特別警戒区域	警戒区域	実施機関	概要	
50	394	茂尻	茂尻本町2丁目1	5,738	0			河川140m	R3.3.23	○	○	道	検討中	
51	397	エルム	エルム町3	2,529	1		その他道10m		R3.3.23	○	○	道	検討中	
52	398	エルム	エルム町4	8,857	1		その他道5m		R3.3.23	○	○	道	検討中	
53	400	平岸	平岸東町1丁目	2,262	0				R3.3.23	○	○	道	検討中	
54	258	幌岡・共和	共和2	4,760	0			河川188m	R3.3.23	○	○	道	検討中	
55	261	幌岡・共和	幌岡2	5,793	0		市道77m		R3.3.23	○	○	道	検討中	
56	262	幌岡・共和	幌岡3	3,707	0		その他道19m		R3.3.23	○	○	道	検討中	
57	264	茂尻	茂尻元町北6丁目4	3,818	0			河川120m	R3.3.23	○	○	道	検討中	
58	266	文京・若木	若木町西1丁目2	4,224	0			河川160m	H30.3.30	○	○	道	検討中	
59	267	東豊里	豊里2	16,931	0		市道187m		R3.3.23	○	○	道	検討中	

連番	危険箇所地		予想される被害						警戒区域等の指定状況			整備計画	
	地区名	場所	危険区域面積(m ²)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定年月日	特別警戒区域	警戒区域	実施機関	概要	
60	東豊里	東豊里町17	5,322	0		国道132m 市道13m		R3.3.23	○	○	道	検討中	
61	東豊里	東豊里町18	13,509	0		市道222m その他道73m	河川147m	R3.3.23	○	○	道	検討中	
62	東豊里	東豊里町19	16,949	0		市道213m その他道25m	河川219m	R3.3.23	○	○	道	検討中	
63	幌岡・共和	幌岡4	13,031	0		国道121m 市道10m その他道66m		R3.3.23	○	○	道	検討中	
64	東豊里	東豊里町20	8,220	0		その他道95m	河川155m	R3.3.23	○	○	道	検討中	
65	東豊里	東豊里町21	17,834	1		市道130m その他道30m	河川150m 橋梁2	H30.3.30	○	○	道	検討中	
66	西豊里	西豊里町4	11,302	0		市道140m	河川60m	H30.3.30	○	○	道	検討中	
67	東豊里	東豊里町22	7,784	0		市道27m	河川125m	R3.3.23	○	○	道	検討中	
68	平岸	平岸新光町3丁目	5,005	0			河川223m	H30.3.30	○	○	道	検討中	
69	平岸	平岸仲町2丁目	13,758	0			河川437m	R3.3.23	○	○	道	検討中	

赤平市急傾斜地崩壊危険箇所図



地理院タイルを加工して作成

別表第15 (第4章第1節関係)

土石流危険渓流及び整備計画

連番	区番	危険渓流地		予想される被害						警戒区域等の指定状況			整備計画	
		地区名	溪流名	危害予想面積(m ²)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定年月日	特別警戒区域	警戒区域	実施機関	概要	
1	910	住吉町	右4の沢川	15,872	1		市道110m	橋梁1	R3.3.23	○		道	検討中	
2	920	住吉町	右1の沢川	27,663	1		市道240m その他道330m		R3.3.23	○		道	検討中	
3	930	住吉町	村田の沢川	14,453	0		市道100m	河川130m	R3.3.23	○	○	道	検討中	
4	940	住吉町	住吉前田の沢川	31,852	0		市道370m その他道300m		R3.3.23	○		道	検討中	
5	950	住吉町	住吉2の沢川	25,729	1		市道60m その他道240m		R3.3.23	○		道	検討中	
6	960	桜木町	桜木の沢川	64,155	40	桜木町研修センター	道道187m	J R187m	H30.3.30	○	○	道	検討中	
7	980	美園町	本間の沢川	1,981	0		道道68m	河川70m	H30.3.30	○	○	道	検討中	
8	990	美園町	和気の沢川	3,355	3		道道49m	河川60m	H30.3.30	○	○	道	検討中	
9	1000	美園町	公園の沢川	8,103	0		その他道155m		R3.3.23	○		道	検討中	
10	1010	美園町	美園沢川	7,142	0		その他道50m		H30.3.30	○	○	道	検討中	

連番	図番	危険溪流地		予想される被害					警戒区域等の指定状況			整備計画	
		地区名	溪流名	危害予想面積(m ²)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定年月日	特別警戒区域	警戒区域	実施機関	概要
11	1020	赤平	住友事務所の沢川	14,869	0		その他道115m		R3.3.23	○	道	検討中	
12	1030	赤平	神社の沢川	25,957	0		その他道215m	大山砥神社	R3.3.23	○	道	検討中	
13	1040	赤平	五股三の沢川 (赤平山の沢)	9,745	0		市道115m その他道70m	河川45m	R3.3.23	○	道 (水産 林務部)	S55～H14 実施	
14	1050	赤平	五股四の沢川 赤平山2の沢	20,042	0	赤平市農産物 加工実習センター	市道295m		R3.3.23	○	道 (水産 林務部)	検討中	
15	1060	赤平	平和橋の沢川	3,347	0			J R 50m	R3.3.23	○	道	検討中	
16	1070	茂尻元町	茂尻元町沢川	27,306	29		国道175m 市道412m	寺院3 J R 115m	H30.3.30	○	道	検討中	
17	1080	茂尻元町	モトマチ川	13,714	7		市道269m	J R 70m 河川167m	H30.3.30	○	道	検討中	
18	1100	平岸南町・曙町	治山ダム沢川	15,451	0		市道80m		R3.3.23	○	道	検討中	
19	1010	平岸南町・曙町	渡辺の沢川	588	0				R3.3.23	○	道	検討中	
20	1020	平岸南町・仲町・曙町	平岸中央公園沢川	39,964	2	旧平岸児童センター	市道305m		R3.3.23	○	道	検討中	
21	1030	平岸南町・仲町・東町	庄司の沢川	61,595	3		市道500m		R3.3.23	○	道	検討中	

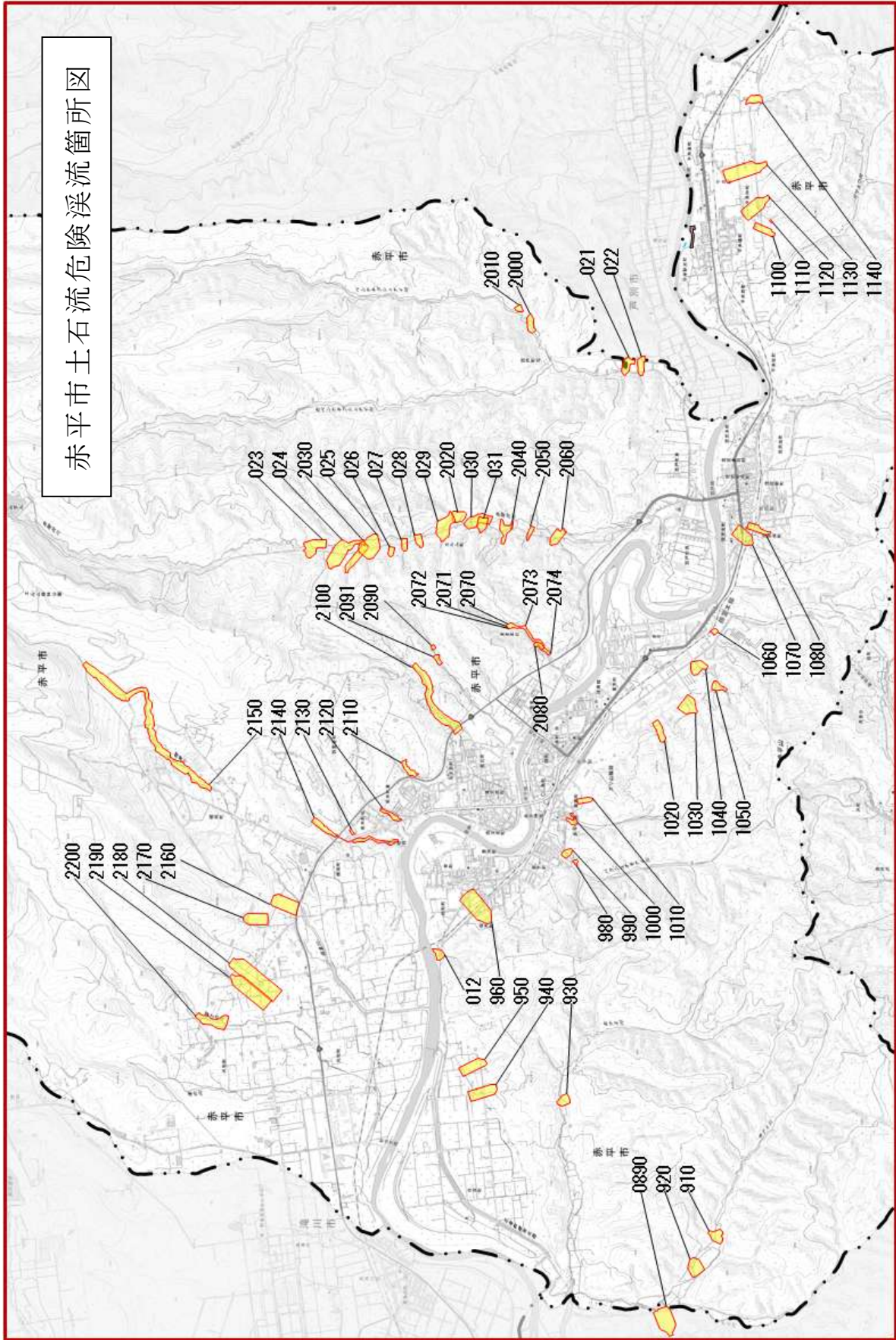
連番	図番	危険渓流地		予想される被害						警戒区域等の指定状況			整備計画	
		地区名	溪流名	危害予想面積(m ²)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定年月日	特別警戒区域	警戒区域	実施機関	概要	
22	1140	平岸南町・東町	横山の沢川	11,491	0						R3.3.23	○	道	検討中
23	2000	福住	二号橋沢川	10,520	0		市道130m その他道30m	河川60m 橋梁1			R3.3.23	○	道	検討中
24	2010	福住	四号橋沢川	5,349	0		市道50m	河川60m 橋梁1			R3.3.23	○	道	検討中
25	2020	エルム町	エルム町2の沢川	17,470	0			河川240m			R3.3.23	○	道	検討中
26	2030	エルム町	山田の沢川	22,133	1		市道110m				R3.3.23	○	道	検討中
27	2040	エルム町	エルム町1の沢川	15,725	1		市道130m				R3.3.23	○	道	検討中
28	2050	エルム町	谷口の沢川	5,079	0		市道40m				R3.3.23	○	道	検討中
29	2060	エルム町	佐々木の沢川	17,477	1		市道160m				R3.3.23	○	道	検討中
30	2070	東豊里町	豊里2号沢川	18,656	0		市道550m				R3.3.23	○	道	検討中
31	2071	東豊里町	豊里2号沢川 一の沢川	4,480	0		市道100m				R3.3.23	○	道	検討中
32	2072	東豊里町	豊里2号沢川 二の沢川	3,854	0		市道100m				R3.3.23	○	道	検討中

連番	区番	危険渓流地		予想される被害				危険区域等の指定状況			整備計画			
		地区名	溪流名	危害予想面積(m ²)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定年月日	特別警戒区域	警戒区域	実施機関	概要	
33	2073	東豊里町	豊里2号沢川 産の沢川	13,672	0		市道440m			R3.3.23	○	○	道	検討中
34	2074	東豊里町	豊里2号沢川 四の沢川	2,725	0		市道110m			R3.3.23	○	○	道	検討中
35	2080	東豊里町	大崎の沢川	4,150	0		市道70m		河川90m	R3.3.23	○	○	道	検討中
36	2090	東豊里町	豊里の沢川	1,308	0					R3.3.23	○	○	道	検討中
37	2091	東豊里町	豊里の沢川 下の沢川	5,118	0		市道110m			R3.3.23	○	○	道	検討中
38	2100	西豊里町	西豊里沢川	64,629	13		国道90m 市道780m		橋梁3	H30.3.30	○	○	道	砂防ダム 1号H12.12 2号H14.12
39	2110	若木町 (西豊里町)	若木中央川	10,742	0					H30.3.30	○	○	道	検討中
40	2120	若木町	若木寺沢川	8,152	2		市道45m		寺院1 河川260m	H30.3.30	○	○	道	検討中
41	2130	西豊里町	加藤の沢川	1,896	0				河川60m	H30.3.30	○	○	道	検討中
42	2140	西豊里町	吉中川	26,042	0		市道200m		河川810m	H30.3.30	○	○	道	検討中
43	2150	幌岡町	幌倉川	155,454	0				河川740m 橋梁3	R3.3.23	○	○	道	砂防ダム S53.4.27 H5.11.2 H6.11.1

連番	図番	危険渓流地		予想される被害					警戒区域等の指定状況			整備計画	
		地区名	溪流名	危害予想面積(m ²)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定年月日	特別警戒区域	警戒区域	実施機関	概要
44	2160	幌岡町	岩井の沢川	39,116	1		その他道 30m			R3.3.23	○	道	検討中
45	2170	幌岡町	幌倉小学校沢川	26,659	1		市道 12m その他道 102m			H30.3.30	○	道	検討中
46	2180	幌岡 ・ 共和	西英寺沢川	91,129	0		市道 320m その他道 910m			R3.3.23	○	道	検討中
47	2190	共和町	前田の沢川	64,298	4		市道 200m その他道 960m			R3.3.23	○	道	検討中
48	2200	共和町	富士の川	35,477	0		その他道 330m			R3.3.23	○	道	検討中
49	012	昭和町	竹重の沢川	9,840	0		市道 90m その他道 70m		橋梁 1	R3.3.23	○	道	検討中
50	021	百戸町北	右 2 の沢川	18,947	0		市道 90m その他道 120m		河川 250m	R3.3.19	○	道	検討中
51	022	百戸町北	右 1 の沢川	14,538	0		市道 70m その他道 50m		河川 90m	R3.3.19	○	道	検討中
52	023	エルム町	右 13 の川沢	28,558	0		市道 130m		河川 290m	R3.3.23	○	道	検討中
53	024	エルム町	右 12 の川沢	46,431	0		市道 150m その他道 300m		河川 320m	R3.3.23	○	道	検討中
54	025	エルム町	右 10 の川沢	34,638	0		市道 210m その他道 10m		河川 190m	R3.3.23	○	道	検討中

連番	図番	危険渓流地		予想される被害				警戒区域等の指定状況			整備計画		
		地区名	溪流名	危害予想面積(m ²)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定年月日	特別警戒区域	警戒区域	実施機関	概要
55	026	エルム町	右9の沢川	5,572	0					R3.3.23	○	道	検討中
56	027	エルム町	右8の沢川	9,294	0		市道70m その他道110m			R3.3.23	○	道	検討中
57	028	エルム町	右7の沢川	11,314	0		市道80m	河川30m		R3.3.23	○	道	検討中
58	029	エルム町	右6の沢川	35,547	0		市道150m その他道30m	河川250m		R3.3.23	○	道	検討中
59	030	エルム町	右5の沢川	30,601	0		市道210m その他道130m	河川290m		R3.3.23	○	道	検討中
60	031	エルム町	右4の沢川	16,062	0		市道110m			R3.3.23	○	道	検討中
61	0890	砂川市富平 赤平市住吉町	一の沢川	47,400	0		砂川市道53m その他道170m			R3.3.23	○	道	検討中

赤平市土石流危険渓流箇所図



地理院タイルを加工して作成

別表第16 (第4章第1節関係)

山地災害危険地区

山腹崩壊危険地区一覧表

番号	地区名	位置			備考
		市町村	大字	字	
山 1	共和1	赤平市	共和		
山 2	共和2	赤平市	共和		
山 3	共和3	赤平市	共和		
山 4	共和4	赤平市	共和		
山 5	幌岡1	赤平市	幌岡		
山 6	幌岡2	赤平市	幌岡		
山 7	幌岡3	赤平市	幌岡		
山 8	幌岡4	赤平市	幌岡		
山 9	幌岡5	赤平市	幌岡		
山 10	豊里1	赤平市	豊里		
山 11	豊里2	赤平市	豊里		
山 12	豊里3	赤平市	豊里		
山 13	豊里4	赤平市	豊里		
山 14	豊里5	赤平市	豊里		
山 15	豊里6	赤平市	豊里		
山 16	豊里7	赤平市	豊里		
山 17	豊里8	赤平市	豊里		
山 18	豊里9	赤平市	豊里		
山 19	豊里10	赤平市	豊里		
山 20	豊里11	赤平市	豊里		
山 21	豊里12	赤平市	東豊里町		
山 22	豊里13	赤平市	東豊里町		
山 23	豊里14	赤平市	東豊里町		
山 24	豊里15	赤平市	東豊里町		
山 25	百戸2	赤平市	百戸		
山 26	百戸3	赤平市	百戸		
山 27	百戸4	赤平市	百戸		
山 28	百戸5	赤平市	百戸		
山 29	高橋の沢	赤平市	百戸		
山 30	百戸1	赤平市	百戸		
山 31	百戸6	赤平市	百戸		
山 32	百戸7	赤平市	百戸		
山 33	百戸8	赤平市	百戸		
山 34	平岸1	赤平市	平岸		
山 35	平岸2	赤平市	平岸		
山 36	平岸3	赤平市	平岸		
山 37	平岸4	赤平市	平岸		
山 38	平岸5	赤平市	平岸		
山 39	住吉1	赤平市	住吉		
山 40	住吉2	赤平市	住吉		
山 41	住吉3	赤平市	住吉		
山 42	赤平西1	赤平市	赤間西		
山 43	赤平西2	赤平市	赤間西		
山 44	赤平6	赤平市	桜木町		
山 45	美園町1	赤平市	美園町		
山 46	美園町2	赤平市	美園町		
山 47	住吉4	赤平市	住吉		
山 48	住吉5	赤平市	住吉		
山 49	住吉6	赤平市	住吉		
山 50	住吉7	赤平市	住吉		
山 51	住吉8	赤平市	住吉		
山 52	住吉9	赤平市	住吉		
山 53	住吉10	赤平市	住吉		
山 54	住吉11	赤平市	住吉		
山 55	百戸9	赤平市	百戸		
山 56	ゴリョウ川	赤平市	平岸西町		
山 57	佐々木地先	赤平市	百戸町北		
山 58	奈江沢	赤平市	住吉		
山 59	赤平1	赤平市	赤平		
山 60	春光台2	赤平市	春光台		
山 61	春光台3	赤平市	春光台		
山 62	春光台4	赤平市	春光台		
山 63	春光台5	赤平市	春光台		
山 64	スキー場の沢	赤平市	赤平		
山 65	赤歌の沢	赤平市	赤平		
山 66	赤歌の沢2	赤平市	赤平		
山 67	赤歌の沢3	赤平市	赤平		
山 68	赤歌の沢4	赤平市	赤平		
山 69	赤歌の沢5	赤平市	赤平		
山 70	赤歌の沢6	赤平市	赤平		
山 71	赤歌の沢7	赤平市	赤平		
山 72	赤歌の沢8	赤平市	赤平		
山 73	茂尻の沢	赤平市	茂尻		
山 74	茂尻の沢2	赤平市	茂尻		

番号	地区名	位置			備考
		市町村	大字	字	
山 75	住友1の沢	赤平市	赤平		
山 76	住友2の沢	赤平市	赤平		
山 77	住友3の沢	赤平市	赤平		
山 78	住友4の沢	赤平市	赤平		
山 79	住友5の沢	赤平市	赤平		
山 80	寿の2の沢	赤平市	赤平		
山 81	寿の3の沢	赤平市	赤平		
山 83	道々1の沢	赤平市	赤平		
山 85	道々3の沢	赤平市	赤平		
山 86	道々4の沢	赤平市	赤平		
山 87	道々5の沢	赤平市	赤平		
山 88	道々6の沢	赤平市	赤平		
山 89	道々7の沢	赤平市	赤平		
山 90	道々8の沢	赤平市	赤平		
山 91	道々9の沢	赤平市	赤平		
山 92	道々10の沢	赤平市	赤平		
山 93	道々11の沢	赤平市	赤平		
山 94	道々12の沢	赤平市	赤平		
山 95	住吉の沢	赤平市	住吉		
山 96	住吉2の沢	赤平市	住吉		
山 97	住吉3の沢	赤平市	住吉		
山 98	住吉4の沢	赤平市	住吉		
山 99	住吉5の沢	赤平市	住吉		
山 100	住吉6の沢	赤平市	住吉		
山 101	住吉7の沢	赤平市	住吉		
山 102	住吉8の沢	赤平市	住吉		
山 103	住吉9の沢	赤平市	住吉		
山 104	住吉10の沢	赤平市	住吉		
山 105	住吉11の沢	赤平市	住吉		
山 106	住吉12の沢	赤平市	住吉		
山 107	住吉13の沢	赤平市	住吉		
山 108	住吉14の沢	赤平市	住吉		
山 109	住吉15の沢	赤平市	住吉		
山 110	住吉16の沢	赤平市	住吉		
山 111	住吉17の沢	赤平市	住吉		
山 112	住吉18の沢	赤平市	住吉		
山 113	住吉19の沢	赤平市	住吉		
山 114	住吉20の沢	赤平市	住吉		
山 115	住吉21の沢	赤平市	住吉		
山 116	内右2の沢	赤平市	住吉		
山 117	内右3の沢	赤平市	住吉		
山 118	内右4の沢	赤平市	住吉		
山 119	内右5の沢	赤平市	住吉		
山 120	内右6の沢	赤平市	住吉		
山 121	内右7の沢	赤平市	住吉		
山 122	内右8の沢	赤平市	住吉		
山 123	内右9の沢	赤平市	住吉		
山 124	内右10の沢	赤平市	住吉		
山 125	内右11の沢	赤平市	住吉		
山 126	赤間1の沢	赤平市	百戸		
山 127	赤間2の沢	赤平市	百戸		
山 128	赤間3の沢	赤平市	百戸		
山 129	大谷2の沢	赤平市	百戸		
山 130	大谷3の沢	赤平市	百戸		
山 131	大谷4の沢	赤平市	百戸		
山 132	大谷5の沢	赤平市	百戸		
山 133	大谷6の沢	赤平市	百戸		
山 134	大谷7の沢	赤平市	百戸		
山 135	大谷8の沢	赤平市	百戸		
山 136	大谷9の沢	赤平市	百戸		
山 137	大谷10の沢	赤平市	百戸		
山 138	大谷11の沢	赤平市	百戸		
山 139	大谷12の沢	赤平市	百戸		
山 140	大谷13の沢	赤平市	百戸		
山 141	大谷14の沢	赤平市	百戸		
山 142	大谷15の沢	赤平市	百戸		
山 143	大谷16の沢	赤平市	百戸		
山 144	大谷17の沢	赤平市	百戸		
山 145	大谷18の沢	赤平市	百戸		
山 146	大谷19の沢	赤平市	百戸		
山 147	大谷20の沢	赤平市	百戸		
山 148	大谷21の沢	赤平市	百戸		
山 149	住吉22の沢	赤平市	住吉		

崩壊土砂流出危険地区一覧表

番号	地区名	位置			備考
		市町村	大字	字	
崩 1	百戸 1	赤平市	百戸		
崩 2	百戸 2	赤平市	百戸		
崩 3	平岸 3	赤平市	平岸		
崩 4	百戸 3	赤平市	百戸		
崩 6	右奈江川 4 の沢	赤平市	住吉町		
崩 7	赤平西 1	赤平市	赤平西		
崩 8	藤の川	赤平市	共和町		
崩 9	共和 1	赤平市	共和町		
崩 10	富士の川A	赤平市	共和町		
崩 11	共和 2	赤平市	共和町		*
崩 12	共和 3	赤平市	共和町		
崩 13	幌倉川	赤平市	幌岡町		*
崩 14	寺裏の沢	赤平市	西豊里町		*
崩 15	豊の里	赤平市	若木町		*
崩 16	豊里 1 の沢	赤平市	文京町		*
崩 17	豊里 2 の沢	赤平市	豊里		*
崩 18	豊里 3 の沢支流	赤平市	豊里		*
崩 19	豊里 3 の沢	赤平市	豊里		*
崩 21	百戸 4	赤平市	百戸		
崩 22	百戸 5	赤平市	百戸		
崩 23	百戸 6	赤平市	百戸		
崩 24	百戸 7	赤平市	百戸		
崩 25	百戸 8	赤平市	百戸		
崩 26	田尾の沢	赤平市	百戸		
崩 27	渡辺の沢	赤平市	平岸		*
崩 28	市営住宅地先	赤平市	百戸		
崩 29	平岸西 1	赤平市	平岸西		
崩 30	平岸 5	赤平市	平岸		
崩 31	茂尻元町 1	赤平市	茂尻元町		*
崩 32	茂尻元町 2	赤平市	茂尻元町		
崩 33	スキー場の沢	赤平市	赤平		*
崩 34	茂尻元町 3	赤平市	茂尻元町		*
崩 35	1 の沢	赤平市	茂尻		
崩 36	2 の沢	赤平市	茂尻		
崩 37	赤平山の沢	赤平市	赤平		
崩 38	4 の沢	赤平市	茂尻		
崩 39	クマノ沢	赤平市	茂尻		
崩 40	赤平 1 の沢	赤平市	赤平		
崩 41	堤の沢	赤平市	赤平		
崩 42	渡辺 1 の沢	赤平市	赤平		
崩 43	渡辺 2 の沢	赤平市	赤平		
崩 44	右奈江川 1 の沢	赤平市	住吉		
崩 45	右奈江川 2 の沢	赤平市	住吉		
崩 46	左 1 の沢	赤平市	住吉		
崩 47	左 2 の沢	赤平市	住吉		
崩 48	左 3 の沢	赤平市	住吉		
崩 49	左 4 の沢	赤平市	住吉		
崩 50	右 1 の沢	赤平市	住吉		
崩 51	右 2 の沢	赤平市	住吉		
崩 52	右 3 の沢	赤平市	住吉		
崩 53	大谷の沢	赤平市	住吉		
崩 54	赤間 1 の沢	赤平市	住吉		
崩 55	赤間 2 の沢	赤平市	住吉		
崩 56	赤間 3 の沢	赤平市	住吉		
崩 57	赤間 4 の沢	赤平市	住吉		
崩 58	赤間 5 の沢	赤平市	住吉		
崩 59	2 5 林班の沢	赤平市	住吉		
崩 60	大谷沢 1 の沢	赤平市	住吉		
崩 61	大谷沢 2 の沢	赤平市	住吉		
崩 62	大谷沢 3 の沢	赤平市	住吉		
崩 63	大谷沢 4 の沢	赤平市	住吉		
崩 64	福住 1 の沢	赤平市	住吉		
崩 65	福住 2 の沢	赤平市	住吉		
崩 66	福住 3 の沢	赤平市	住吉		
崩 67	寺の沢	赤平市	住吉		
崩 68	内右の沢	赤平市	住吉		
崩 69	福住 4 の沢	赤平市	住吉		

地すべり危険地区一覧表

番号	地区名	位置			備考
		市町村	大字	字	
地 1	幌岡	赤平市		幌岡	
地 2	中山の沢	赤平市		赤平	
地 3	中山 2 の沢	赤平市		赤平	
地 4	中山 3 の沢	赤平市		赤平	
地 5	中山 4 の沢	赤平市		赤平	
地 6	中山 5 の沢	赤平市		赤平	
地 7	茂尻の沢	赤平市		茂尻	
地 8	茂尻 2 の沢	赤平市		茂尻	
地 9	大谷沢	赤平市		百戸	
地 10	大谷 1 の沢	赤平市		百戸	
地 11	赤間の沢	赤平市		百戸	
地 12	赤間 2 の沢	赤平市		百戸	
地 13	赤間 3 の沢	赤平市		百戸	
地 14	寺の 5 の沢	赤平市		百戸	
地 15	赤間 4 の沢	赤平市		百戸	
地 16	赤間 5 の沢	赤平市		百戸	
地 17	赤間 6 の沢	赤平市		百戸	
地 18	百戸の沢	赤平市		百戸	

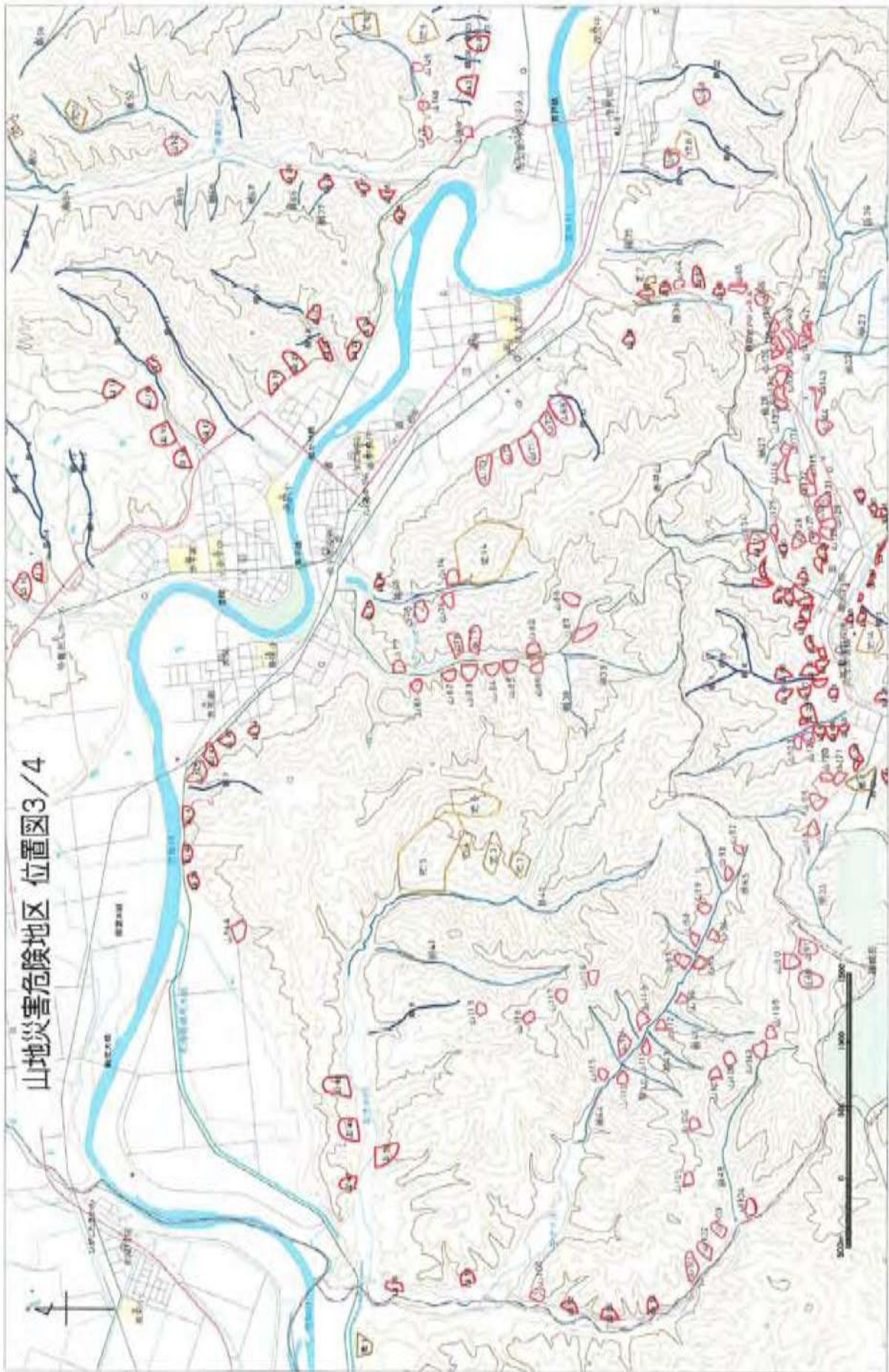
摘要：*印は、建設管理部「土石流危険溪流」と同溪流



1:25000



1:20000



山地災害危険地区 位置図3/4

1:25000



1:20000

山地災害危險地区 位置图4/4

別表第17（第4章第2節関係）

除雪作業の基準

1 国道（北海道開発局札幌開発建設部）

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

2 道道（北海道空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所）

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い，除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じた次とおりである。なお，夜間除雪を実施しない区間には，看板を設置し，夜間除雪未実施についての周知に努める。

種別	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし，異常な降雪時以外は，交通を確保する。 異常降雪等においては，極力2車線確保を図る。
第2種	300～1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし，夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては，極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし，夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては，一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

3 市道（赤平市建設課）

1車線以上の幅員確保を原則とし，夜間除雪は実施しない。

別表第18 (第4章第8節関係)

備蓄品及び防災資機材整備計画

備蓄品目	整備計画数量
食糧品(調理不要非常備蓄食)	12,000食
飲料水	18,000L
毛布	2,000枚
保温マット	2,000枚
保温シート	2,000枚
粉ミルク	18箱
哺乳瓶	100本
紙おむつ	1160枚
生理用品	6,480枚

防災資機材品目	整備計画数
石油ストーブ	30台
災害多人数用救急箱	25組
大型発電機(水防及び学校施設)	4機
小型発電機	23機
避難所用スペーステント	400張
折りたたみ椅子	400脚
大型扇風機	46台
LEDランタン	400個
マスク	10,000枚

別表第19 (第5章第4節関係)

指定緊急避難場所一覧表

地区名	名 称	所 在 地	施設管理者	面積㎡	対応災害
平岸	平岸コミュニティセンター駐車場	平岸仲町2丁目3番地5	市民生活課長	1,843	地・土・洪
	平岸中央公園	平岸仲町5丁目32番地3	建設課長	30,102	地・土・洪
	平岸公園	平岸新光町5丁目34番地1	建設課長	2,131	地・土
茂尻	茂尻小学校グラウンド	茂尻本町1丁目1番地	学 校 長	11,700	地・土
	茂尻本町公園	茂尻本町2丁目32番地	建設課長	3,783	地・土・洪
	出雲公園	茂尻元町北1丁目1番地	建設課長	2,810	地・土
	茂尻駅前公園	茂尻元町南1丁目38番地	建設課長	1,008	地・土・洪
百戸	翠光苑	百戸町西1丁目6番地	建設課長	59,184	地・土
住友 赤平 市街	旧赤平中央中学校グラウンド	大町3丁目1番地	学 校 長	13,070	地・土
	コミュニティ広場	東大町3丁目5番地	建設課長	10,611	地・土
	錦町公園	錦町2丁目3番地	建設課長	1,267	地・土
	泉町公園	泉町3丁目3番地	建設課長	4,974	地・土
文京 若木	赤平中学校グラウンド	北文京町1丁目2番地	学 校 長	26,106	地・土
	赤間小学校グラウンド	字豊里32番地	学 校 長	12,563	地・土
	東文京公園	東文京町3丁目9番地	建設課長	4,184	地・土
豊里	豊里小学校グラウンド	豊栄町5丁目18番地	学 校 長	16,356	地・土・洪
	川添公園	昭和町3丁目38番地	建設課長	2,476	地・土
	豊栄町公園	豊栄町1丁目9番地	建設課長	4,602	地・土
	豊里記念の丘公園	宮下町3丁目1番地1	建設課長	13,946	地・土・洪
	並木公園	豊栄町5丁目18番地先	建設課長	27,575	地・土・洪
幌岡 共和	赤平幼稚園グラウンド	幌岡町113番地1	園 長	9,170	地・土・洪
	フラワーヒルズ・コミュニティ広場	幌岡町147番地1	建設課長	9,877	地・土・洪
住吉	旧住吉小学校跡グラウンド	住吉町358番地	総務課長	2,964	地・土

※ 対応災害種別は、記載の災害に対応する。

地 → 「地震災害」

土 → 「土砂災害」

洪 → 「洪水・浸水害」

別表第20 (第5章第4節関係)

指定避難所一覧表

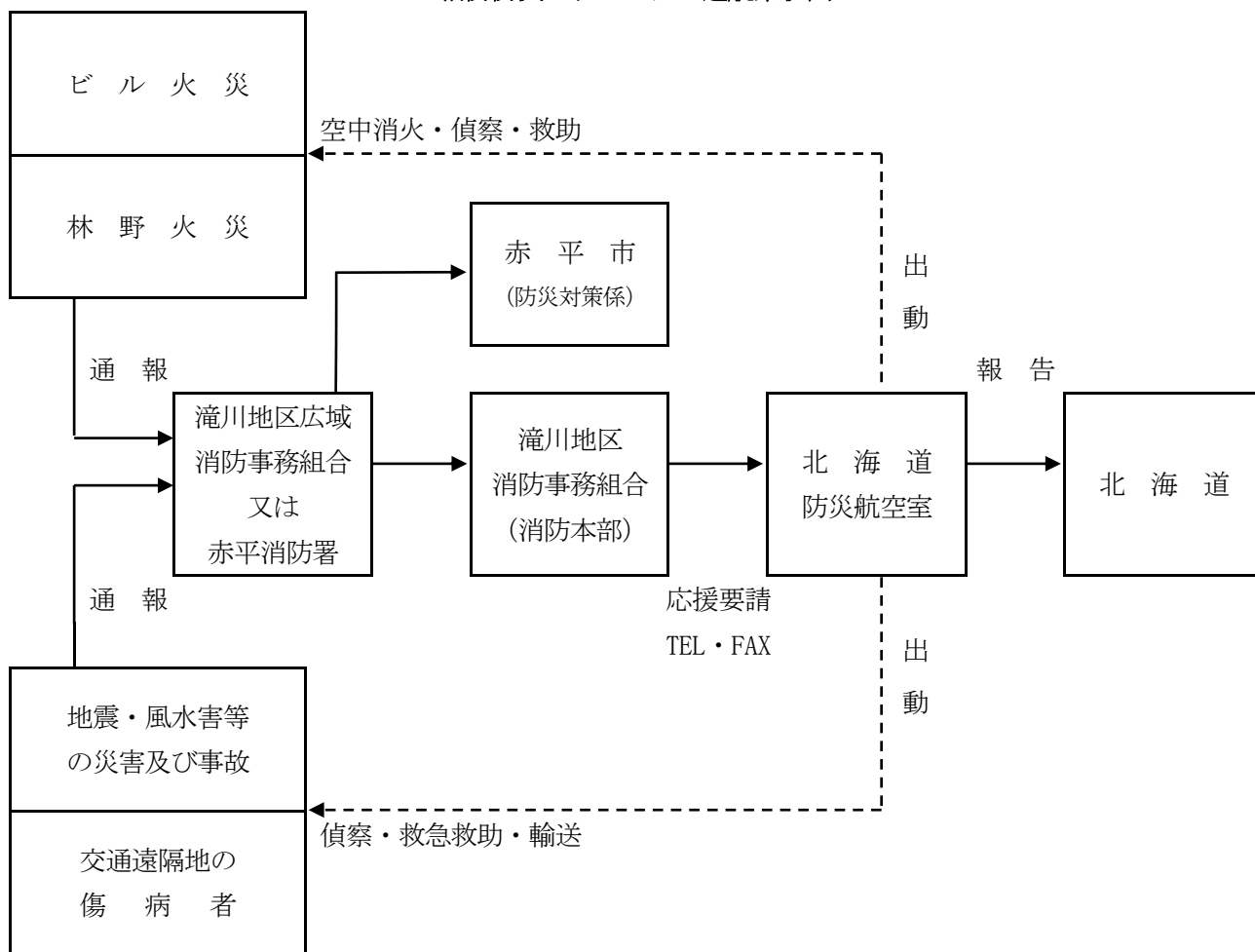
地区名	名 称	所 在 地	施設管理者	電話 番号	収容 人員
平岸	平岸コミュニティセンター	平岸仲町2丁目3番地5	市民生活課長	38-8352	225
	平岸東町会館	平岸東町2丁目5番地	町内会長		
	平岸生活館	平岸曙町2丁目18番地	町内会長		
茂尻	茂尻小学校	茂尻本町1丁目4番地	学 校 長	32-2314	250
	寿の家茂尻新町老人クラブ	茂尻新町4丁目40番地	町内会長		
	茂尻生活館	茂尻元町北1丁目22番地	町内会長		
百戸	光生舎フーレビラ	百戸町東4丁目13番地	光 生 舎	32-3507	140
住友 赤平 市街	総合体育館	東大町3丁目4番地	総合体育館館長	33-7750	720
	ふれあいホール	東大町3丁目4番地	総合体育館館長	33-7750	80
	交流センターみらい	泉町1丁目1番地	社会教育課長	34-2311	150
	コミュニティセンター別館	泉町2丁目2番地	総 務 課 長	32-2211	99
文京 若木	赤間小学校	字豊里32番地	学 校 長	32-3330	200
	豊丘地区集会所	豊丘町2丁目3番地	町内会長		
	赤間生活館	字豊里68番地	町内会長		
	赤平中学校	北文京町1丁目2番地	学 校 長	32-3155	320
	文京生活館	東文京町4丁目4番地	町内会長		82
豊里	豊里小学校	豊栄町5丁目18番地	学 校 長	32-2079	180
	豊里ふるさと会館	宮下町3丁目6番地	町内会長	32-2216	38
	豊里児童センター	豊栄町1丁目11番地	社会教育課長		52
幌岡 共和	赤平幼稚園	幌岡町113番地1	園 長	32-2416	150
	エルムの里ほろおか交流センター	幌岡町165番地6	農 政 課 長	32-1842	60
	共和地区集会所	共和町273番地	町内会長		42
住吉	コミュニティセンター 住吉獅子会館	住吉町363番地	町内会長		45

福祉避難所一覧表

名 称	所在地	施設管理者	電話番号
介護老人保健施設 博寿苑	平岸新光町2丁目4	社会医療法人 博友会	37-2001
障害者支援施設 光生舎虹の里	百戸町西2丁目2番地1	社会福祉法人 北海道光生舎	34-2700
特別養護老人ホーム 愛真ホーム	豊栄町1丁目7番地1	社会福祉法人 赤平友愛会	32-2884
特別養護老人ホーム あかびらエルムハイツ	幌岡町47番地	社会福祉法人 赤平友愛会	32-0500

別表第21 (第5章第7節関係)

消防防災ヘリコプター運航系統図



別表第22 (第5章第12節関係)

炊出しの施設

施設名	所在地	炊出能力	電話番号
赤平市学校給食センター	字豊里32番地	2,800食	32-3417
あかびら市立病院	本町3丁目2番地	250食	32-3211

別表第23 (第5章第13節関係)

給水用資機材

所管	資機材名	タンク能力	数量
赤平市上下水道課	ポリタンク	10ℓ	2,000個
赤平市上下水道課	給水タンク	1 t	4個
赤平市上下水道課	給水タンク	1.5 t	1個
赤平市上下水道課	給水タンク	2 t	1個

別表第24（第5章第23節関係）

救 助 法 適 用 基 準

救助法施行令第1条の規定による赤平市の救助法適用基準は、次のとおりである。

1 住宅が滅失した世帯数

被害区分 市町村の人口	被害が市単独の場合	被害が相当広範囲な場合 (全道で2,500世帯以上の住宅が滅失した場合)	被害が全道にわたり 12,000世帯以上の住宅が滅失した場合
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
赤平市 (5,000人以上 15,000人未満)	40	20	市の被害状況が、特に救助を必要とする状態であると認められたとき

(1) 住家被害の判定基準

- ア 滅失…全壊、全焼又は流失の状態をいう。損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又はその住家が改築しなければ居住できない状態になったもの。
- イ 半壊、半焼…2世帯で滅失1世帯に換算する。損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの。
- ウ 床上浸水…3世帯で1世帯に換算する。床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

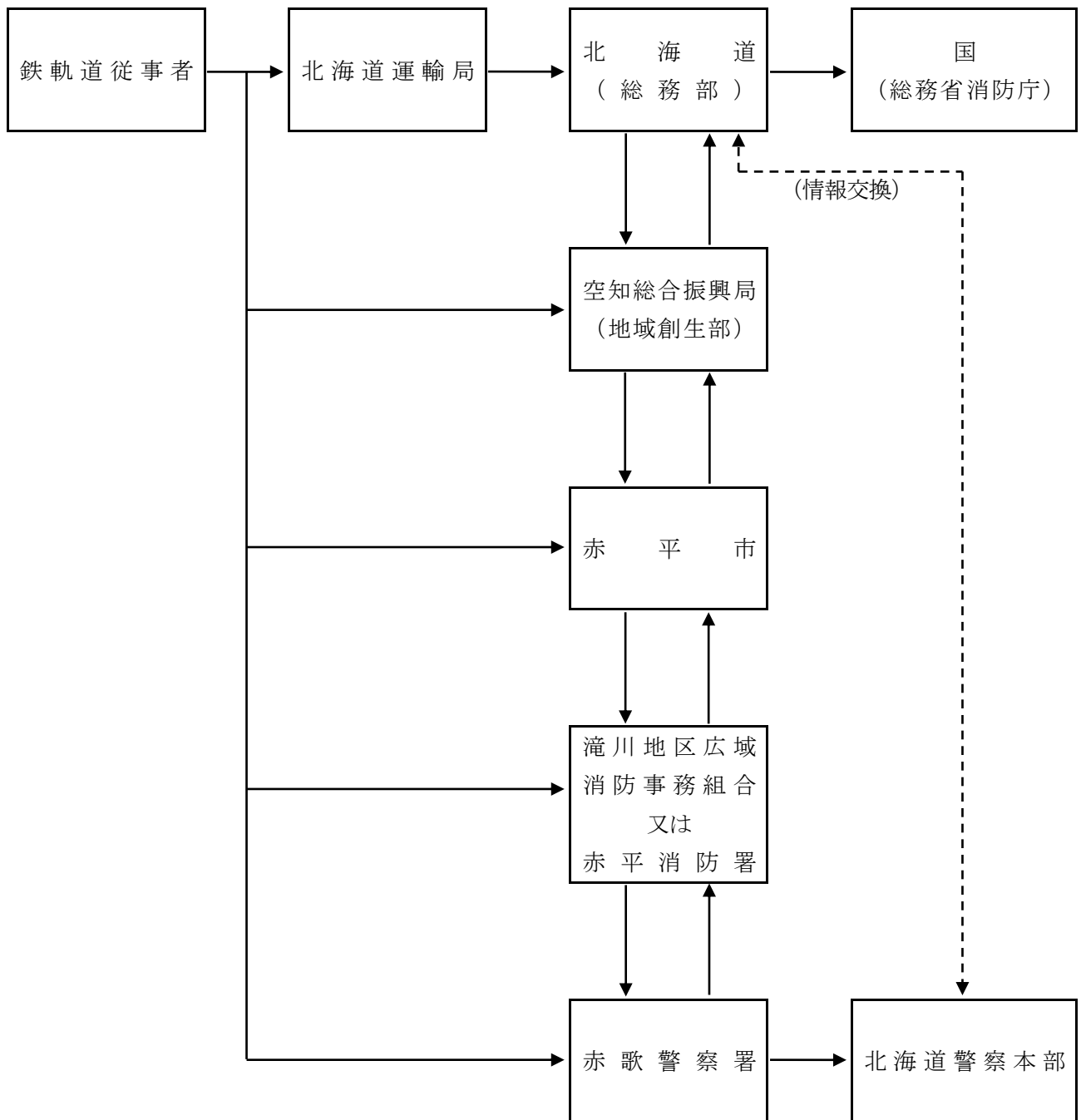
(2) 世帯判定

- ア 生計を一にしている実態の生活単位をいう。
- イ 寄宿舍、下宿等に宿泊する者で共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものは、その寄宿舍等の全部をもって1世帯とする。
- ウ 旅館の住込従業員等単身で他の家族と同居し、その者の生計の独立性が認められない場合は、当該家族と同一の世帯員とする。

2 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

別表第25 (第7章第1節関係)

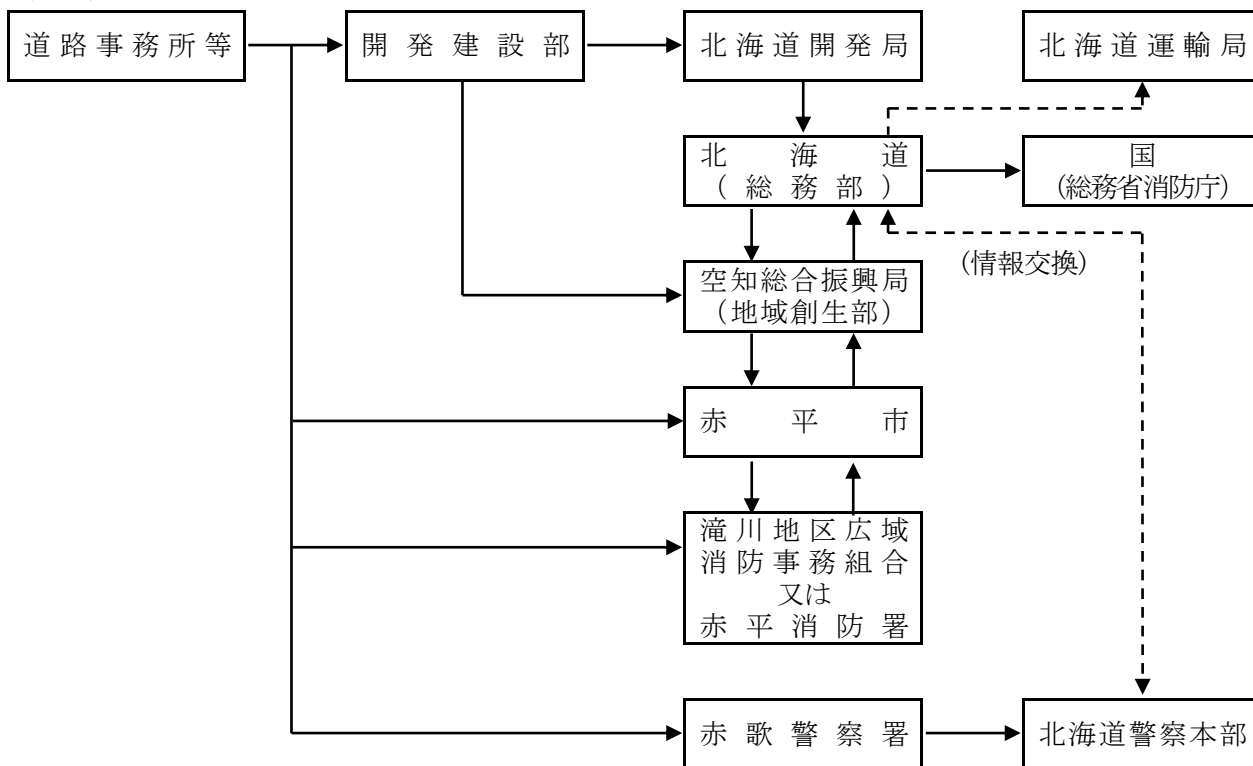
鉄道災害時情報通信連絡系統図



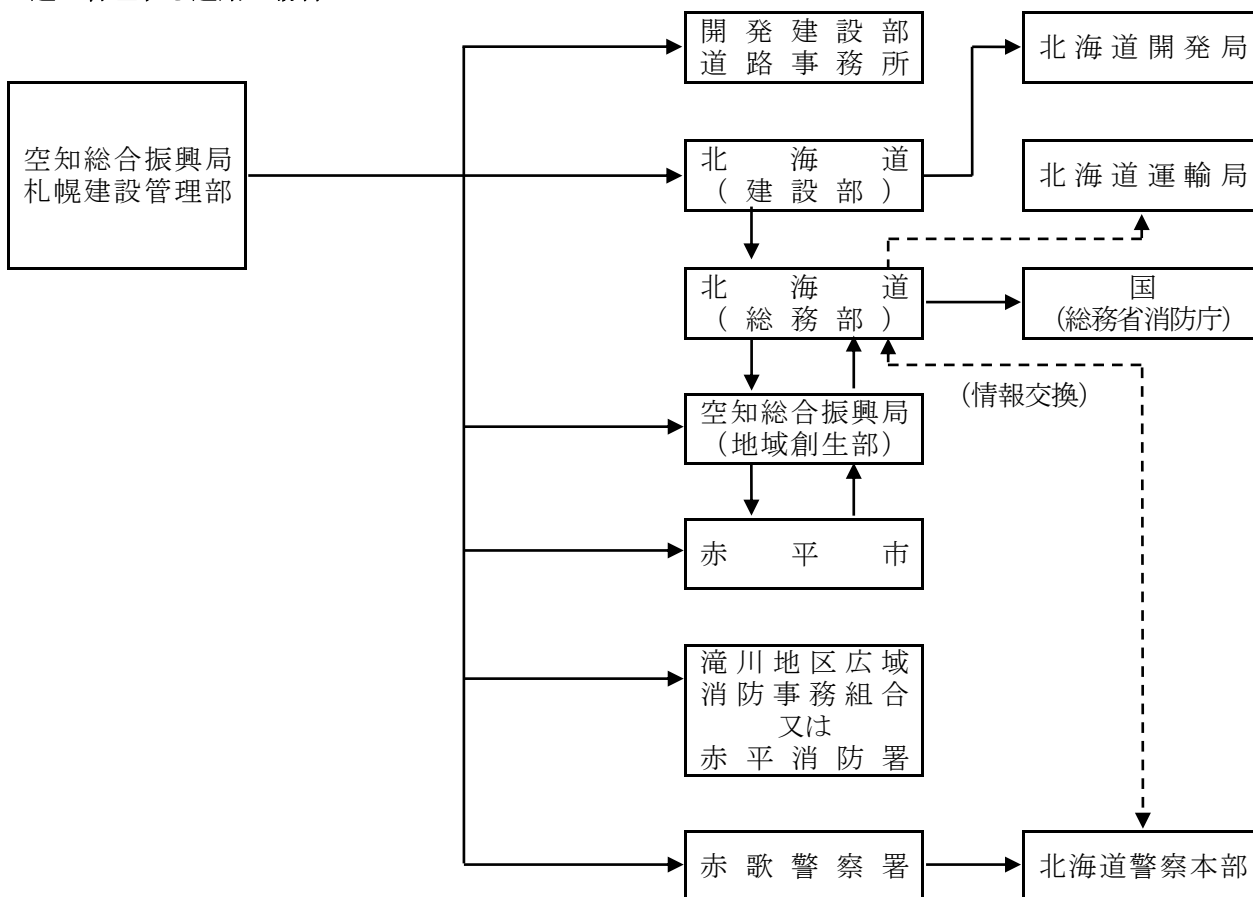
別表第26 (第7章第2節関係)

道路災害時情報連絡系統図

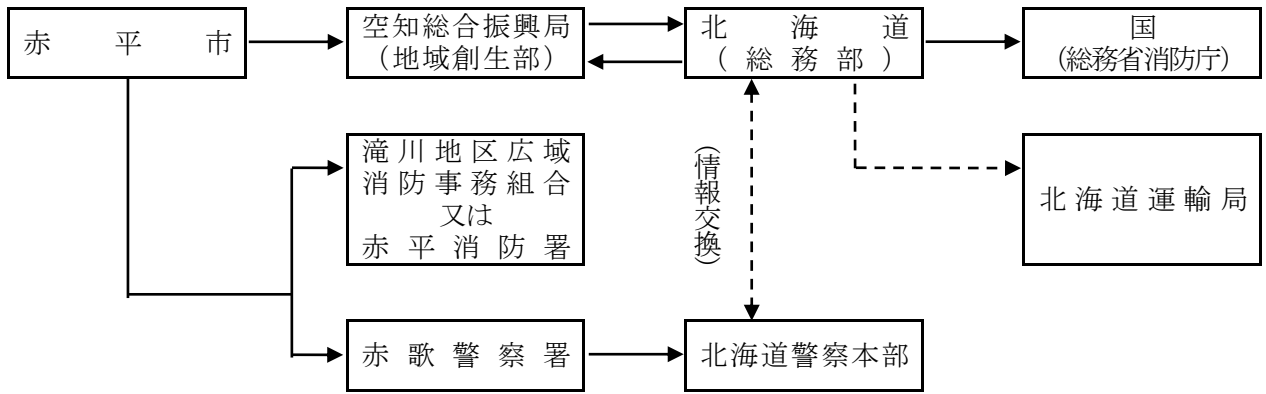
1 国の管理する道路の場合



2 道の管理する道路の場合

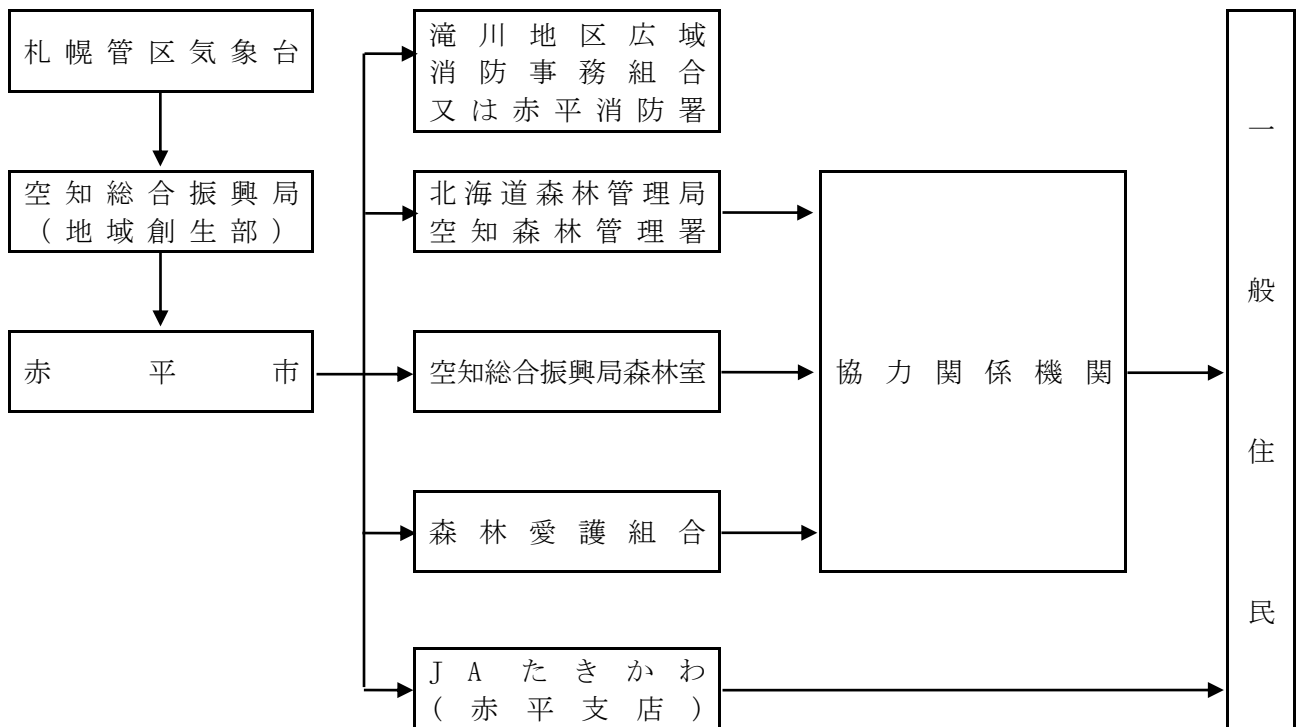


3 市の管理する道路の場合



別表第29 (第7章第5節関係)

林野火災気象通報伝達系統図



別表第30 (第7章第5節関係)

林野火災時情報通信連絡系統図

